

総務文教委員会記録

○開催日時

平成25年3月19日 午前9時59分～午後3時16分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（7人）

委員長	川添公貴	委員	成川幸太郎
副委員長	徳永武次	委員	下園政喜
委員	杉藪道朗	委員	森満晃
委員	福元光一		

○その他の議員

議員	福田俊一郎	議員	小田原勇次郎
議員	谷津由尚	議員	帯田裕達

○説明のための出席者

総務部長	今吉俊郎	課長代理	佐多誠一
財政課長	上大迫修	主幹	内田俊彦
課長代理	今井功司		
財産活用推進課長	平原一洋	会計課長	今吉美智子
税務課長	大木幹生		
土地グループ長	森克次	選挙管理委員会事務局長	郡山毅
収納課長	枇杷繁		
危機管理監	新屋義文	監査事務局長	知識伸一
防災安全課長	新盛和久	公平委員会事務局長	
原子力安全対策室長	遠矢一星		
工事検査監	落合正浩	議会事務局長	田上正洋
契約検査課長	堂元清憲	議事調査課長	道場益男

○事務局職員

議事調査課長	道場益男	議事グループ員	上川雄之
課長代理	南輝雄		

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第20号 薩摩川内市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第21号 薩摩川内市補助金等基本条例の一部を改正する条例の制定について 議案第59号 平成25年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	財 政 課
議案第22号 薩摩川内市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について 議案第59号 平成25年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	財 産 活 用 推 進 課
議案第59号 平成25年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	税 務 課 収 納 課
議案第23号 薩摩川内市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について 議案第59号 平成25年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	防 災 安 全 課
議案第59号 平成25年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	原 子 力 安 全 対 策 室
議案第59号 平成25年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	契 約 検 査 課
議案第59号 平成25年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局
議案第59号 平成25年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	会 計 課
議案第59号 平成25年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	公 平 委 員 会 事 務 局
議案第59号 平成25年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	監 査 事 務 局
議案第59号 平成25年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	議 事 調 査 課

△開 会

○委員長（川添公貴）ただいまから、昨日に引き続き総務文教委員会を開会いたします。

△財政課の審査

○委員長（川添公貴）今日は、審査日程の財政課より始めたいと思います。

△議案第20号 薩摩川内市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（川添公貴）それでは、議案第20号薩摩川内市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○財政課長（上大迫 修）では、議案第20号について説明申し上げます。

議案つづりのその3、20の2ページをお願いしたいと思います。

薩摩川内市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正するものでございます。内容につきましては、本文に書いてありますとおり、第2条の表中に地域活性化交付金基金というのがありますが、これにつきましては、全額費消繰り入れいたしましたので廃止するものでございます。

なお、本基金につきましては、平成22年度に国の補正予算により地域活性化交付金を基金に積み立て、平成23、24年度の2カ年間、女性家庭生活支援相談事業等に繰り入れるため、年額約490万円から400万円程度を2カ年にわたって繰り入れ、全額費消となったものでございます。

以上でございます。

○委員長（川添公貴）ただいま当局からの説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑、お願いします。御質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑を許します。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第21号 薩摩川内市補助金等基本条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（川添公貴）次に、議案第21号薩摩川内市補助金等基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

○財政課長（上大迫 修）では、説明に移りません。議案つづりの21の1ページをお願いいたします。

薩摩川内市補助金等基本条例の一部を改正する内容でございまして、提案の理由につきましては再度申し上げますが、市長が補助金等見直しを行う際、意見の聴取先につきましては、本条例によりまして補助金等評価委員会になっておりましたが、事務事業評価の流れを受けまして、薩摩川内市行政改革推進委員会へ変更するものでございます。

めくっていただきまして21の2ページになりますが、本文におきまして、今申し上げました内容を、第4条第2項により、補助金等評価委員会を薩摩川内市行政改革推進委員会に改めるとともに、附則の第2番目におきまして、附属機関に関する条例の表中、補助金等評価委員会の項を削ること、また、報酬及び費用弁償に関する条例の規定中、一部を削除する形となっているものでございます。

これによりまして、平成25年度から補助金等の評価につきましては、行政改革推進委員会のほうが実施いたします事務事業評価の中で意見等を聴し、評価を行っていくという形となるものでございます。以上でございます。

○委員長（川添公貴）ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑を許します。
御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴） 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第59号 平成25年度薩摩川内市
一般会計予算

○委員長（川添公貴） 次に、審査を一時中止してありました議案第59号平成25年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

まず、部長から概要説明をお願いいたします。

○総務部長（今吉俊郎） 今ほどの議案2件につきまして、可決すべきものと決定いただきましてありがとうございます。

財政課の概要について説明を申し上げます。

財政課の所掌する事務は、財政計画の策定、予算の編成、その執行統制、決算及び財政事情の公表のほか、バランスシート等財務書類の調整などでございます。国・県の行財政運営の動きにも注視しながら、安定かつ持続的な財政運営の実現を図るために、これまで以上に徹底した経費の節減や制度の見直しを行いまして、必要な施策分野の財源確保に努めることを基本姿勢とし、産業振興と雇用創出の実現、人口の減少や少子高齢化への対策、安全・安心なまちづくりなどの課題を踏まえて、次世代エネルギーの導入促進、NPO等の活動支援制度の強化、成長戦略の展開によります地域雇用の創出、次世代エネルギーの関連産業育成と立地促進のこの4項目を政策重点目標に掲げ、その計画的な展開を図るべく予算を編成したところでございます。

また、今後の行財政運営に関しましては、社会保障関連経費が上昇すること、公共施設等の維持経費の増大など、喫緊の課題に対応しなければな

らない中で、財政面においては平成27年度から普通交付税の合併特例措置が段階的に縮減されますことから厳しい財政運営が求められておりました、これらに対応するため、昨年11月に財政運営プログラムを策定し、この平成25年度予算から反映させたところでございます。

以上、財政課についての説明を終わりますが、予算の内容につきましては課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（川添公貴） 次に、当局の補足説明を求めます。

○財政課長（上大迫 修） では、財政課でございます。

平成25年度の財政課所管の予算について説明申し上げます。予算調書を準備いただきまして、77ページをお願いいたします。予算調書の77ページでございます。

説明になります。2款1項3目財政管理費であります。財務事務に関する経費であり、経費の主なもの、右側の欄になりますけれども、予算書・決算書等の印刷製本費、統合内部システム、これは財務会計システムというふうに理解いただければと思いますが、システムの保守委託などとなっております。

前年度からの動きにつきましては、補助金等評価委員会に係る報酬及び旅費が全額なくなります。それと行政情報サービスの使用料につきまして、財政課での予算措置をなくいたしましたので、その分が落ちております。それと決算附属書の印刷製本費につきましては、外部発注を内部印刷、職員による作業というふうに切りかえましたので、約250万円の減となっております。業務の見直しを行っておりますが、資料の調製など利用の状況も含め常に見直しを行い、経費の削減、業務の効率化に取り組んでいく考え方として、本予算を250万円減額して措置をしたものでございます。

次に、2款1項5目になります財産一般管理費は、説明欄にありますとおり、財政調整基金、減債基金等の積み立てに係る経費で、経費の内訳、主なものとしましては、財政調整基金2億507万円が主なものでございます。

なお、各基金の平成25年度末残高等につきましては、当初予算概要の13ページに記載しておりますので、機会がありましたら後ほど御参照いただきたいと思います。

めくっていただきまして78ページ、12款1項1目長期債償還元金及び下段の2目長期債償還利子は公債費であり、これまでに借り入れた市債の償還金であります。なお、元金につきましては、1億4,658万7,000円、利子につきましては7,591万8,000円の減額となっております。対前年度でいいますと、元金が1億4,000万円から、利子につきましては7,500万円ほどの減額となっております。

次に、79ページになります。上段の12款1項2目一時借入金は、歳入歳出予算の執行に際し、現金が不足した場合に、規定に基づく資金を一時借り入れた場合の利払いでございます。なお、条文第4条におきまして、一時借入金につきましては50億円の限度額を設定しておりますが、金利の状況からしますと、外部からの一時借入れではなく、保有してある基金の繰替運用によりまして利子負担を軽減する運用をしておりますので、平成25年度につきましても同様に基金の繰替運用により対処していくこととなりますが、利息につきましては同一会計内の資金の運用になりますけれども、利息を付す形になりますので所要の予算を措置した形としております。

次に、14款1項1目予備費でございますが、災害復旧など不測の緊急の事態に備える経費として5,000万円を措置するものでございます。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入について説明申し上げます。3ページをお開きいただきたいと思っております。

左側の款項目で申し上げますが、2款1項1目の地方揮発油譲与税から、ずっと下がりにまして8款1項1目の自動車取得税交付金までは、平成24年度の交付実績及び地方財政対策等の状況などを踏まえ、それぞれごらんの額を措置するものでございます。年度の動きにつきまして、大きなものはございません。

次に、10款1項1目地方特例交付金では、個人住民税におきます住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う減収補填のための交付金であり、地方財政計画を踏まえての措置でございます。

次に、11款1項1目地方交付税になります。合計額165億円の措置、このうち普通交付税につきましては地方財政対策等を踏まえ、財政運営上、安全と判断した範囲で措置をし、前年度より6億円少ない148億円としたところであります。

なお、減収の要因は、地方公務員給与の引き下げ等も含まれております。また、特別交付税につきましては、前年度と同額の17億円を計上したものであります。

次に、17款1項2目財産運用収入の利子及び配当金につきましては、財政調整基金、減債基金の運用利子収入であり、平成24年度末残高に対しまして0.15%ほどの利子を見込んでの措置をしております。

次に、19款1項になります基金繰入金につきましては、財源対策として財政調整基金及び減債基金の繰り入れでございます。財政調整基金が若干の増、減債基金については前年度と同額というふうにしたと思っております。

次に、20款1項1目繰越金につきましては、前年度からの純繰越金でございますが、前年度と同額の8億円を見込み計上しております。

次に、22款になります、市債につきましては、5ページにかけまして、それぞれ関連する事業等の財源として計上しているものでございます。主に投資でございます。なお、5ページの13目の臨時財政対策債につきましては、地方交付税の財源不足のうち地方負担分について、地方財政法第5条の特例により、通常は起債につきましては投資事業の財源と充てることとしておりますが、地方臨時財政対策債は財源不足のために発行される例外中の起債でございますので、地方財政法第5条の特例により起こすことができるものとし、予算措置につきましては前年度より4億円少ない17億円の計上としたところでございます。

次に、予算書のほうに移っていただきまして、地方債の説明を申し上げますが、予算書の10ページをお願いいたします。

予算書の10ページは、先ほど5ページにかけて申し上げました地方債に関するくだりでございまして、第3表地方債になります。農業施設改良事業など、ごらんの事業につきまして限度額及び方法並びに利率及び償還の方法について、ごらんとおり定めようとするものでございます。なお、利率につきましては3.0%以内という形での規定とさせていただきます。

次に、条文の関係になりますので、1ページをお開きいただきたいと思っております。

予算書の1ページには、第1条から第5条までの規定をしておりますが、説明をさせていただきます。

ますのは、第4条におきまして、先ほど説明しました一時借入金につき50億円を限度とする定めをするもの、また第5条等につきましては、歳出予算の流用に関しまして規定するものでございます。特に第5条第1項に書いてありますとおり、給与等に関しましては、同一款内での項間での流用が可能という規定の設置をするものでございます。

以上が、財政課にかかわります歳入歳出及び条文に関する説明でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

○委員長（川添公貴） ただいま当局よりの説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑を認めます。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴） 質疑はないと認めます。

ここで議案第59号の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（川添公貴） 次に、所管事務調査に入ります。

まずは当局の説明をお願いいたします。

○財政課長（上大迫 修） 所管事項に関しまして、資料の提出をさせていただいておりますので、お手元に総務文教委員会資料を御準備いただきまして、2ページを開いていただきたいと思います。

また、当日の資料としまして、薩摩川内市まちづくり計画（抜粋）という、このような資料のほうも配付させていただいておりますので、よろしく御願ひいたします。

委員会資料の2ページでございますが、合併特例債の起債可能期間の延長についてというくだりでございます。

まず1番目におきまして、東日本大震災にかかわります動きの中から、地方債の特例に関する法律の一部改正がなされました。最終行になりますが、合併特例債につきましては、合併当初、平成17年から26年までの10年間使用可能な起債として確認されておりましたが、震災を受けた経

緯等もありまして、合併特例事業債の使用期間が5年延長できることとなり、15年間の使用が可能となったものでございます。

次に2番目になります。この可能になったことを踏まえまして、5年間期間を延長しようとするかと、条件としまして市町村建設計画の変更作業が必要になります。本市におきましては、合併後11年以降も合併特例事業債を実施しようとする考え方に基きまして、最後の3行になりますが、別冊でございますけど、本市の市町村計画であります「薩摩川内市まちづくり計画」につきまして、計画期間の延長と財政計画の変更とを行う必要があるという状況となっております。

3番目になりますが、このような状況を受けまして、現在、鹿児島県のほうと変更箇所の内容等につきまして事務手続をとっておりますので、基本的には5年間延長することとし、財政計画等につきましてもその使用を見込んだ形。明らかに言いますと、財政運営プログラムでの財政計画に基づきまして県と協議を進めてきておりますので、それが整い次第、4番にありますとおり、知事との事前協議が3月、4月で完了し、6月にはまちづくり計画の変更議案の提出をさせていただきたいというふうに考えているものでございます。

なお、市議会での議決を得た後には、直ちに公表し、総務省及び県に報告する形となっております。

なお、具体的にどういった部分をいじるのかということにつきまして、この抜粋で説明申し上げますが、1枚めくっていただきまして、1ページと2ページのところにございます。序章の部分の3番、計画策定の方針、そのうち（3）の計画期間を10年から15年にすること。また、右側のページ、第7章財政計画に関しまして、基本的な考え方、財政計画のまとめ。歳入歳出の推計方法につきまして、平成16年から23年、24年までを決算に置きかえ、平成25年以降、平成31年までをプログラムに基づきます数値をはめ込む形で、見直しを行うという形での段取りとなっているところでございます。

なお、この黒枠で囲った部分のみでございまして、まちづくり計画の本文に事業を書き加えたり事業を削ったりという作業は想定しておりません。あくまでも財政運営上、合併特例債等の使用を可能にするため、期間の延長と財政計画の部分の修

正を加えるという考え方で進めているものがございます。

以上でございます。

○委員長（川添公貴） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

所管事務全般の質疑に入りたいと思います。

御質疑願いたいと思います。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はございませんか。

○議員（小田原勇次郎） 私は1点だけ、質疑をさせていただきます。

今回、条例で補助金の評価方法については、評価委員会のほうから、それを廃止して新たな方法に定めるということでありました。平成24年度までは、その補助金について、評価対象の補助金一覧というのを財政概要の中に添付されておられたので、当初予算の時点で、補助金の今のいわゆる評価の進捗状況というのが確認できたんですが、平成25年度は登載がなかったのでもっと確認ができなかったんですが、今後この評価対象補助金についての、いわゆるおもてに見せ方——本来は私は当初予算の部分の中で確認してたので見やすかったんですが、そこらあたりはどのようにお考えでしょうか。

○財政課長（上大迫 修） 御指摘のとおり、今回、当初予算概要には補助金の一覧はつけておりません。

判断をしますときに、今回の予算編成につきましても、予算編成過程を全てオープンにすることから、予算の要求段階で補助金がどのように要求されてるのかと。それに対しまして査定の状況等を、しておりますので、そういった手続の中から割愛させていただいたものがございます。

今後、行政改革推進委員会におきます外部評価として事務事業評価がなされますが、その評価の際に通常の事務事業評価のシートとは別に補助金のシート等をつけまして評価いただきます。そして、事務事業全体として補助金を含みます一つの事業のロットといいますか、くくりとして評価をして、それが公表されていくという形になるというふうに考えております。

そのような公表を踏まえて予算要求という形になりますので、いずれかの時点では補助金があったのかということを示す必要があるとすれば、

やり方をちょっと検討しないといけないかなと思っております。今後は事務事業評価という事業のくくりの中で、一つのツールとしての補助金が示されて評価の結果が出てくるという形で考えております。

○議員（小田原勇次郎） 考え方はわかりました。今までが当初予算の概要で、補助金の今の、いわゆる予算で対処できる補助金の部分についての評価の状況が一目確認ができて、確認がしやすかったもんですから。データとしてはそれが一つ一つ検索しなくても、補助金の評価段階という形で一覧で見れる部分として整備させていただければ非常にありがたいのかな。事業とは別に補助金は補助金の評価状況とか、くくりの中で補助金なんかも一覧でできるようなそういう方策というのができるんですか。

○財政課長（上大迫 修） これは議案第21号とちょっと絡むんですけども、考え方としましては、今まで補助金は運営補助金、事業補助金、その補助金の制度に着目した内容で評価してきたんですけども、今後につきましては、例えば農業者の振興という形で見ますと、機械機具の補助でありますとか。ですから振興というくくりで評価する形。要するに枝葉での議論ではなくて、幹としてその施策をどのように事務事業単位で評価していくのかという形に力点を置きますので、小田原議員の御質問の部分については、御質問いただければ説明できるものと思いますが、基本的には今後補助単位の、制度単位での評価ということではなくて、事務事業単位に移ってまいりますので、そこにつきましてはできるできないというのは答弁しにくい。恐らく個別の補助金でどうだったというような形での提示は難しくなるというふうに考えております。

○総務部長（今吉俊郎） 今ほど財政課長が説明しましたけれども、もう少し補足をさせていただきます。

資料としましては、企画経済委員会に対してコミュニティ課が提出した資料がございまして、その中に、従来財政課で所管しておりました提案公募型補助金制度につきましては、平成25年度からコミュニティ課所管の市民活動支援補助金に制度を変えて新たなスタートを切ります。その市民活動支援補助金につきましても、従来の提案公募

型補助金というのは、形を変えるのはステップアップコースということと、それから従来のコミュニティ課が持っていました市民活動団体への補助金はスタートアップということでNPO等の活動を支援すると。

先ほど重点施策の4項目の一つで申し上げましたけれども、その一環としまして、この申請される団体はほぼ同じ団体、あるいは立ち上がり間際だったり、軌道に乗りかけた団体だったりということで、ほとんど似たような団体だったりということで制度を統一、一本化した次第です。

その資料をごらんいただきますと、従来、提案公募型補助金は、当初予算に掲載されていたのは、いわゆる秋ごろからずっと公開プレゼンテーションなどを開いて精査をして、そして予算化したものを載せておりましたけれども、今後の制度に変わりましたのは、財政課長が言いましたような趣旨のもとで、4月すぐに使えるような配慮で、もう現在、募集採択というのは検討はされておまして、4月になったらすぐ使えるようなということで検討中なことから、恐らくコミュニティ課としましては、いつかの時点でこのような事業にというのは何らかの形では公表してくれるとは思いますが。

また、ここは総務部でございますので、企画政策部の方針がどのようになるかというのは申し上げにくいと、そのようなことを財政課長が答弁したということです。

○委員長（川添公貴） ありがとうございます。

本職において—前年度までそういう資料がついていたわけでありまして、まして議案第21号と絡んでそのような方向転換をされるというんであれば、今議会において、今可決をしたわけですが、それ以前の提出物でありますんで、出されるものであれば、後日明細を出されるように要望しておきます。

なお、インターネット上で、査定の過程について公開されておりますけれども、それが見づらいことも十分承知の上で本議会に提出されることを要望しておきます。

○財政課長（上大迫 修） 小田原議員の御質疑は、通常の補助金の評価に対するのはどうなっているのかということ。それともう一点、補助金の評価に関しては提案公募型の採択の結果を出していたわけですので、その二つを出せるかといいま

すと、片方につきましてはコミュニティ課のほうでとじておりますので、今、選考過程段階ですから、結果としては恐らく出していくんでしょうけれども、今、過程の段階の資料はちょっと出せないと思いますので、前段の補助金の評価の部分については、次年度以降は事業単位の評価という形に変わるといえることがありますので、今回資料を出せるかどうか、出すべきかどうかという判断をさせていただいた上で、委員長の要請がありましたので、その整備をさせていただこうかなと思っております。

○委員長（川添公貴） そのように検討してください。

なお、先ほども言いましたように、条例の可決の前と後ということ、それから見方を参考にするためにも、今回資料として残しておく必要があると思いますので、そのように取り計らうように要望しておきます。

ほか、委員外議員の方で質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴） 質疑は尽きたと認めます。

以上で財政課を終わります。御苦労さまでした。

△財産活用推進課の審査

○委員長（川添公貴） 次に、財産活用推進課の審査に入ります。

△議案第22号 薩摩川内市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について

○委員長（川添公貴） それでは、議案第22号薩摩川内市土地開発基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○財産活用推進課長（平原一洋） 議案第22号薩摩川内市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について御説明申し上げます。

公共用地の先行取得を目的として設置しております土地開発基金2億6,042万9,234円につきまして、同基金を廃止し一般会計へ繰り入れるものでございます。

以上で議案第22号の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（川添公貴） 当局の説明がありましたが、これより質疑に入りたいと思います。

御質疑願います。

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第59号 平成25年度薩摩川内市
一般会計予算

○委員長（川添公貴）次に、審査を一時中止してありました議案第59号平成25年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

まずは部長より概要説明をお願いいたします。

○総務部長（今吉俊郎）それでは、今ほど議案1件につきましては、可決すべきものと決定いただきましてありがとうございました。

財産活用推進課の概要につきまして説明を申し上げます。

財産活用推進課は、市役所本庁舎を初め支所庁舎の維持管理、公用車の統括、物品の管理及び薩摩川内市民まちづくり公社に関する事務並びに普通財産の貸し付け、売却、維持管理事務及び指定管理制度の庁内全体調整をとり行っております。

平成25年度の主な事業につきましては、当初予算概要で説明申し上げますので、当初予算概要の23ページをお開きください。

23ページの upper 段に財産活用推進課分として1件、市民まちづくり公社運営補助事業というものでございます。これは職員の人件費と事務局管理費でございます。

現在、まちづくり公社は理事長以下75名で、総合運動公園、川内文化ホール、歴史資料館など135の施設を指定管理しております。今後も公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社の設置目

的でありますところの生涯学習の推進を図るため、芸術・文化・スポーツの振興を図るとともに、市民に喜ばれる文化施設、社会体育施設、公園、その他の施設の管理運営に努めてまいります。

また財産活用推進課では、財政運営プログラム及び公有財産利活用基本方針に基づきまして、施設の統廃合を進めるために財産の仕分けを行っております。平成25年度も方針に基づきまして、財産の処分、利活用をさらに進めてまいり所存です。

以上が財産活用推進課の概要でございます。

予算につきまして、詳しくは課長から説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○委員長（川添公貴）それでは、当局の補足説明を求めます。

○財産活用推進課長（平原一洋）平成25年度当初予算、財産活用推進課に係ります歳入歳出予算について御説明いたします。

まず、歳出から説明させていただきます。予算調書の80ページをお開きください。80ページでございます。

2款1項1目市民まちづくり公社費で、これは公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社の運営に係る経費で、事業費は2億3,850万円でございます。その内容は、先ほど部長が説明しましたとおり、公社職員の人件費と事務局管理費でございます。135の施設を指定管理により管理運営しております。

次にその下、2款1項5目財産一般管理費でございます。これは各課共通の印刷物及び普通財産の維持管理、市有施設保全基金積立金に係る経費でございます。事業費は3億8,453万1,000円でございます。

主な内容は、行政事務嘱託員、これは財産管理の業務を行います。嘱託員1名の人件費、各課共通印刷物の製本費350万円、建物火災保険料1,225万円、普通財産の清掃業務等の委託料が460万8,000円、川内駅周辺地区土地区画整理事業清算事務特別会計負担金240万7,000円、県都市管財事務協議会等負担金3,000円、市有施設保全基金積立金3億5,518万円でございます。

次に、あけていただきまして、2款1項5目車両管理費でございます。これは公用車の管理に係る経費でございます。事業費は4,699万

7,000円でございます。

主な内容は、車両管理業務嘱託員1名の人件費、マイクロバス等運転業務嘱託員2名の人件費、集中管理車両等の燃料費1,743万5,000円、修繕料1,044万円、自賠責保険料等が665万2,000円、車両購入費612万円でございます。

その次にその下、2款1項11目庁舎管理費でございます。これは庁舎管理及び維持補修に係る経費でございます。事業費は2億91万6,000円でございます。

主な内容は、機械室補助業務嘱託員1名の人件費、光熱水費4,680万9,000円、修繕料598万3,000円、通信運搬費1,243万3,000円、庁舎清掃業務等委託9,869万1,000円、電話交換機等使用料及び賃借料が1,129万6,000円、本庁舎LED取替工事等が1,918万5,000円、市防火管理協会負担金等が19万3,000円でございます。

次に82ページをごらんください。

11款4項1目現年公用・公共施設災害復旧事業費で、風水害等により公共施設に被害が生じたときの応急措置に係る経費で、事業費は500万円でございます。

主な内容は、修繕料220万円、災害復旧工事費170万円でございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、調書の6ページをごらんください。

14款1項1目総務使用料258万9,000円でございます。これは行政財産使用料で、主な内容につきましては、水道局、土地改良区等の庁舎の使用料、それから自動販売機の設置等に係る使用料でございます。

次に、17款1項1目財産貸付収入1億1,001万6,000円でございますが、これは土地建物に係る貸付収入でございます。貸家料が437万9,000円でございますが、これは事務所などを民間事業者に貸し付けているものでございます。貸地料が1億563万7,000円でございますが、これはポリテクカレッジ、鹿児島障害者職業能力開発校、ゴルフ場等の貸付料でございます。

次に、17款1項2目利子及び配当金で80万4,000円でございますが、これは株式の配当、それから基金の利子収入でございます。

次に、19款1項10目土地開発基金繰入金2億6,042万9,000円でございますが、これは土地開発基金の廃止に伴う繰入金でございます。同じく60目市有施設保全基金繰入金2億1,350万円でございますが、これは川内クリーンセンターの焼却施設維持補修工事ほか2件の施設の改修工事に充てるための繰入金でございます。

次に、21款5項4目雑入2,006万5,000円でございますが、これは市有施設に係ります原子力立地給付金及び共用封筒の広告料が主なものでございます。

以上で財産活用推進課に係ります歳入歳出予算の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（川添公貴）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入りたいと思います。御質疑願います。

○委員（杉藺道朗）この車両購入費の612万円、ちょっと詳細を教えてください。

○財産活用推進課長（平原一洋）7台を予定しております。軽の箱バンを5台、軽の乗用2台を購入する予定でございます。

○委員（杉藺道朗）あわせて現有の車両台数を。参考までに。

○財産活用推進課長（平原一洋）今、集中管理で管理している車両が131台、本庁が67台、支所が64台でございます。ちなみに本庁支所の集中管理を含めます総体では328台の公用車がございます。

○委員（杉藺道朗）購入ですから、そのとおりなのでしょうけれども、秘書室のほうで昨日、市長公用車に関してリース契約云々という話もあったんですけど、今のところほとんどが購入ということで、特にリース云々という部分ではもう検討はされていないのか、実態はどうか。

○財産活用推進課長（平原一洋）リースについても検討はしております。リースにすることによりまして、車検とか点検等にかかる事務手数料、それからこういう購入とかにかかる事務手数料とかの通常業務等については、相当軽減はされるかなというふうには考えておりますが、今、軽のこの乗用で試算をしてみますと、大体1台当たりリース料が月1台2万3,000円ぐらいということで、それを仮に10年間で試算いたしますと、

大体240万円程度がかかりますが、例えば軽を
購入して10年間維持管理するとすると、大体
170万円程度がかかります。70万円程度、やは
りどうしてもまた安くならないとちょっとできな
いということで、1台の平均当たりの単価が大体
1万円程度に落ちついてくれば、リースも十分
活用できるのではないかと思います、もう少し
その辺の値段がこなれてくるのを見て検討してい
きたいというふうに考えております。

○委員（杉藺道朗）わかりました。当然、費用
対効果ということで、一番率のいいところで、今
のところもう購入というふうにされていると思い
ますので、そこらあたりはまた十分に考慮なが
ら、いろいろまた検討いただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

○委員長（川添公貴）ほか御質疑ございませ
んか。

○委員（福元光一）歳入のところで土地改良区、
水道局の庁舎使用料が出たんですけど、職員労働
組合が1階を使用していますよね。報告がなかった
ような気がしたんですけど、あそこはどういうふ
うになってるんですか。

○財産活用推進課長（平原一洋）職員労働組合
のほうからも、使用しています部屋の広さに応じて
使用料のほうは徴収しております。また、電気料
等の実費のほうも徴収はしております。

○委員（福元光一）それは、この総務課じゃな
いんですかね、報告がなかったような気がしたん
ですけど。土地改良区と水道局の庁舎使用料とい
って、今課長のほうから報告があったんですけど、
職員労働組合の使用料はどこの項目に上がってき
てるんですか。

○委員長（川添公貴）課長、款項目節で。

○財産活用推進課長（平原一洋）14款1項
1目の総務使用料の中の行政財産使用料に入っ
ております。先ほどの分は、ちょっと省略いたしま
したが、確かに職員組合につきましても使用料の
ほうはここに入れております。

○委員（福元光一）金額がわかっておったら教
えてください。

○財産活用推進課長（平原一洋）平成23年度
実績で17万2,460円を使用料としていただ
いております。

○委員長（川添公貴）課長、それは予算に組ん
である数字ですか。

○財産活用推進課長（平原一洋）はい、予算に
は組んでございます。

○委員長（川添公貴）その数字等はありませんか。

○財産活用推進課長（平原一洋）はい、歳入予
算のほうに組んであります。

○委員（福元光一）1カ月にですか。

○財産活用推進課長（平原一洋）年額使用料で
ございます。

○委員（福元光一）すいません、もう一回お願
いします。17万幾らですか。

○財産活用推進課長（平原一洋）17万
2,460円でございます。貸付面積が28.
56平方メートル。

○委員長（川添公貴）よろしいですか。

○委員（下園政喜）庁舎の電灯を全部LEDに
かえるというふうに、1,900万円ですか、載
っているようでございますけれども、こだけ投
資すれば庁舎の電気料に限って言えば、年間どの
ぐらいの減額になるのでしょうか。

○財産活用推進課長（平原一洋）今回、庁舎の
LEDへの切りかえの予算措置をお願いしてござ
いまして、110ワットの電球を560本かえる
予定でございます。かえることによりまして、削
減の電気使用量を4%、大体74万円程度削減で
きる予定でございます。

○委員（下園政喜）その程度しか減額されませ
んか。すいません、総額の電気料はどのぐらいな
んですか、現在は。

○委員長（川添公貴）総額の光熱費の中の電気
料を明示して、その中で幾ら削減できるという方
向で回答をお願いします。

○財産活用推進課長（平原一洋）本庁の平成
23年度の電気使用料につきましては、おおよそ
1,996万6,000円が電気料金としており
ます。そのうちの70数万円でした。ですが、基
本的にこの庁舎の電気使用料の中で言いますと、
一番大きなのが、空調関係が主でございます。そ
の次に動力関係、そういうのがございまして、電
気使用料というのは大体3分の1ぐらいしかござ
いませぬので、そのうちの70万円程度というの
が削減されるというふうに考えております。

○委員（徳永武次）下園委員と同じ質疑をしよ
うかなと思ってたんですけど。投資は1本3万円
ぐらいですか、ですよ、確か。

○財産活用推進課長（平原一洋）1万

4,000円ぐらいです。

○委員（徳永武次）74万円ですか。もう少しいくんじゃないですか。

○財産活用推進課長（平原一洋）すいませんが、これについては少し長い目で見ていただきたい部分もご置きます。LEDにつきましては、大体20年程度は取りかえが要らないということでございまして、大体これを切りかえることによりますランニングコストは大体十二、三年程度でもとはとると。あとにつきましては、それなりの効果があるということで、ここ1年のことを考えますと、投資的な部分が出てきますので高価に見えますけれども、長い目で見ていただければ投資効果はあるということと、現在節電も叫ばれておりますので、こういうことで電気の使用料のほうを削減できればということで今回お願いしたところでございます。

○委員（徳永武次）課長がそれを説明すれば、そこをやっばり先に言わないと、この問題はあれだと思えますよ。以上です。

○財産活用推進課長（平原一洋）説明不足で申しわけございませんでした。

○委員長（川添公貴）単年度で出して、使用年数度数を掛ければ利幅が出るということです。ほかは。

○委員（成川幸太郎）今と関連してなんですけど、大体今、蛍光灯をかえるタイミングというのは、1年に1回ぐらいかえられておるの。2年ぐらいもつんですか、今の蛍光灯は。

○委員長（川添公貴）耐用年数について、どれぐらいもつのか答弁をお願いします。

○委員長（川添公貴）申しわけございません。今、そのデータを持っておりませんので、後日示させていただきますと思います。

○委員長（川添公貴）後日、LEDと現行とこの予算とをあわせて、比較した表がありましたら、次の委員会で提出をお願いしたいと思います。

○委員（福元光一）先ほどの件ですけど、労働組合が庁舎使用料。これはいつから17万幾らですか。よく出てくる市営住宅の使用料とか、滞納とか、いろんな問題も出てきますけど、17万幾ら、約8.8坪の広さですよ。それで年に17万円は安いんじゃないですか。いつからこの17万幾らが来てますか。まずそれを一つ。

○財産活用推進課長（平原一洋）申しわけござ

いません。データはございません。

○委員長（川添公貴）ここで休憩します。資料を持ってきてください。

~~~~~

午前10時50分休憩

~~~~~

午前10時59分開議

~~~~~

○委員長（川添公貴）再開します。

お願いします。

○財産活用推進課長（平原一洋）先ほどの福元委員の、職員労働組合の事務所としての、庁舎の貸し付けということで、今資料を探してみましたけれども、平成16年度からしかデータはございません。申しわけございませんでした。

平成16年度から16万8,000円ぐらいからしておりまして、今17万2,460円ということで、主にはこの光熱水費とかワックス代、そういうのも絡めてしておりますので、実は若干年度によって使用料が上下しておるというような状況でございます。

あと、それから徳永委員のほうから蛍光灯の耐用とはということでございましたけれども、見積もりの中で大体1万2,000時間ということで、大体6年程度はもつということで、今試算をしているところでございます。

○委員（福元光一）平成16年度からということは、合併してからですね。合併の年なんですけど。まだ調べたら、その前もあると思いますから、後で調べて、それはまたこの総務文教委員に書類として出してください。

16万幾らというのは、光熱費もひっくるめてだから、ちょっと前後があるということは、ずっと一緒の値段ですよ。だから、この会が始まる前に、雑談で部長にいろいろちょっと話をしたら、ないものは出せられないということもあつたんですけど、全体的に。だから、職員として公職についてるんだから、公務員だから、極端にいうとき、市民に奉公するためには、財政が苦しいと、この財政運営プログラムにも書いてあるように、平成32年度には今までどおりの行政サービスは市民にはできないと。このままでいけば。そういうこともうたつてあるんだから、どうして財産を健全化にするかということをはひねった場合に、この使用料というのは一般的に安いと思うんだけど、

交渉するとかそういうことはないのですか。そういう考えはまずないのですか。

**○委員長（川添公貴）** まずは書類の提出を求められましたので、文書保存の管理に関する規定もしくは基準があると思います。その範疇で残っている分に関しては、基準の範囲で残っている分であれば、次回委員会を出していただきたいと思います。

次の質問について感想を求められておりますので、課長、答弁をお願いします。

**○財産活用推進課長（平原一洋）** 行政財産使用料の算定につきましては、これは公有財産規則の中で固定資産評価額の1000分の4、また建物が1000分の7ということで決まっておりますので、それについて借り手側と交渉するということはございません。こちらのほうで決めた額であるということになります。

固定資産評価額につきましても、税務課のほうで算定していただいた額をもとに出している状況でございます。

**○委員（成川幸太郎）** LEDですけれども、2月21日の予算に関する勉強会のときには、1,000万円でこのLEDの取替工事というのは計上するというで説明を受けたと思うんですが、1,900万円とほぼ倍になってるんですが、これは何かほかのが入ってるんですか。

**○財産活用推進課長（平原一洋）** その額につきましては、ほかの施設の開始に伴います工事費も含んだ数字でございます。

**○委員（成川幸太郎）** 本庁だけでなく他の施設もLEDかえていくと。

**○委員長（川添公貴）** 説明と合わないということなんで、工事費は幾ら、それから物品が幾らで答弁をお願いします。

**○財産活用推進課長（平原一洋）** LED化につきまして、今後本庁だけではなく、ほかのところもという計画はないかということでございますけれども、これにつきましては、本庁をまずためしにやってみまして、その効果等を図りながらしていきたいというふうに考えております。

あと1,000万円のLEDにつきましてお願いをしておりますけれども、1本単価が大体1万4,000円程度、それで800万円程度ありますけれども、そのほかに取りかえ工事賃が大体200万円程度かかって1,000万円というこ

とになっておりますので、よろしく申し上げます。

1,900万円の、ほかの工事についてということでございますけれども、1,000万円はLED化でございますが、残りの工事につきましては、本庁の西側の3階のガラスの取りかえが115万円程度、それから1階のロビーの床の張りかえ工事等が120万円程度、その他各支所の工事等がございます。樋脇支所におきましては、1階の床の張りかえ工事等が130万円程度、こういうのを積み上げた結果が1,900万円ということで御了承いただきたいと思います。

**○委員（成川幸太郎）** わかりました。それを先に言ってもらっておけば。2月に説明を受けたとき1,000万円ということで出て、同じようにLED取りかえ工事等ということだけで、ほぼ倍の予算が計上されてくるというのは。ちょっといつの間が上がったのかなということで、わかりました。

**○委員長（川添公貴）** ほかはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（川添公貴）** 質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員の質疑はございませんか。

**○議員（福田俊一郎）** 市民まちづくり公社の運営補助事業2億3,850万円ということで、平成25年度も計上しているところでございますけれども、当初からすると、このまちづくり公社についても指定管理者の関係で130以上の施設を、今管理しているようなことで、設立された当初の目的とすると、相当、規模的に膨れ上がっているようなイメージを受けるんです。その135施設の中でも専門性を有するところ、例えば、まごころ文学館とか歴史資料館とかあります。専門的に学芸員がおられて、まさに貴重な資料等を保管しながら運営しておるところがあります。こういった、要するに一般的な施設管理ではないところ、そして、ただ催事をするだけではないところ、そういう貴重な歴史的なものを保管、維持管理するところについては、ほかの県外なりの資料等も預かって保管をしているような状況もあるんです。そういうところはまちづくり公社の職員の運営というのはいかなもんかなと。要するに専門的なそういうところについては、今後その辺の公社の見直しも、整理整頓もしていかなきゃならんというふうに思っているんですけれども、その点について課内で何か協議か検討か何かなされておられるかどうか

かをお尋ねしたいと思います。

**○財産活用推進課長（平原一洋）** 今、まちづくり公社につきましても、135の施設を指定管理にしておりますが、主には都市公園、それから普通公園で大体100カ所程度、それから文化施設としてまして歴史資料館、まごころ文学館、それと観光施設としまして、せんだい宇宙館、あとまた川内文化ホール、いろいろな文化施設、観光施設等を管理しているところでございまして、特に先ほど福田委員のおっしゃいましたとおり、文化芸能関係のところ、まごころ文学館、それから資料館、それからせんだい宇宙館というところにつきましても、専門的な知識を有する職員、例えば学芸員、そういう人たちを配置しながら今管理運営をしているということでございますので、これにつきましても、今後その施設のあり方につきましても、今指定管理できておりますけれども、それが指定管理がいいのかどうかという議論も今後していかなければなりません、仮にまたそこを直営に戻すとすると、またそれ相応の職員の採用もしていかなければならない事情もございまして、そういうのは相対的に考えながら、今後また、まちづくり公社のあり方というのを検討していかなければならないかなというふうに考えております。

また、公園につきましても100施設を管理しておりますけれども、これについても民間でもできるんじゃないかという声もございまして、それにつきましても今一括発注することによるスケールメリット等がございまして、それもまた分割発注することによります施設所管課のそういう事務の煩雑さ、それもありますので、そこもまた次期、平成27年度で指定管理がまた更新になりますので、それに向けて検討していきたいというふうに考えております。

**○議員（小田原勇次郎）** 申しわけありません。1点だけ。普通財産の管理のあり方についてちょっとお尋ねをいたします。

合併して普通財産も非常に広い面積を有しておると認識しておるんですが、その中で、例えば地域がふるさとのクリーン作戦であるとか、地域の清掃作業等で普通財産についてしてくださる部分もあるやに聞いております。その中で、今年度予算が普通財産の維持の補修工事等が100万円程度の額の予算措置なんです、例えば普通財産で木が生い茂って電線にかかるとか、いろんな民に

支障を与えかねない状況が普通財産に起因してというような部分等が、この100万円の予算で足りるのかなというのを非常に心配をしているところなんです、今後の管理のあり方等を踏まえて、この予算措置の考え方をちょっと聞かせてください。

**○財産活用推進課長（平原一洋）** 御指摘のとおり、今、財産活用推進課でもいろいろな普通財産を管理しております。その中でも、先ほどおっしゃったように、民地に隣接するような土地だったりとかというので、例えば木が生い茂ってきたりとか、草が繁茂してる、そういうところがございまして、つきましても今いただいた予算の中でシルバー人材センター等に委託をしながら管理をしている状況でございますが、非常に年に何回かしたい状況はございますけれども、年に1回とか、あとは樹木等につきましても、その都度要望があったときについて対応をしている状況というところでございまして、予算のやりくりをやりながらやっているという状況でございますけれども、今後も要望等があれば適正に管理をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

**○委員長（川添公貴）** ほかがございせんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（川添公貴）** 質疑は尽きたと認めます。

ここで議案第59号の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

**○委員長（川添公貴）** 次に、所管事務調査に入ります。

当局の説明を求めます。

**○財産活用推進課長（平原一洋）** 財産活用推進課の所管事務調査のほう、御説明させていただきます。

その文教委員会資料の3ページをお開きください。

薩摩川内市公有財産利活用基本方針に基づきます財産の仕分け・利活用方針の決定及びその着実な実行についてはということで御説明させていただきます。

同方針に基づきまして、財産仕分け・利活用方針を案として作成いたしました、2月28日までにパブリックコメントを行いました、市民か

らの意見等はございませんでした。これを受けまして原案のとおり利活用方針を決定いたしまして、今後、財産の処分のほうに着手していきたいというふうに考えておりますので、御報告させていただきたいと思っております。

あけていただきまして、4ページをごらんください。

薩摩川内市分譲団地の販売価格及び販売の促進についてということでございます。現在、4団地に77区画が今販売をされているところでございますが、地価が下落傾向にあること、議会及び監査委員からの指導を受けまして、今回、4分譲団地の77区画につきまして、鑑定士のほうに依頼をいたしまして、評価を出していただき販売価格を見直したところでございます。販売価格の見直しにつきましては、3月11日付で改定をいたしました。各団地32%から47%の価格の見直しを行ったところでございます。

今後につきましては、ホームページ、それから新聞の折り込み、住宅情報誌等へ掲載しながら販売促進のほうに力を入れていきたいというふうに考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

**○委員長（川添公貴）** ただいま当局の説明がありました。これらを含めて所管事務全般について御質疑願いたいと思っております。

**○委員（杉藺道朗）** 今回のこの分譲団地の販売価格の値下げ、購入するほうからすれば少しでも安く買えるという部分はあるんでしょうけれども、その議論あるところが、既に購入されて現に住んでいらっしゃる方々との地価の価格差の関連、そういうところで今現にもう住んでいらっしゃる方あたりから、そういう御意見とかそういうものはなかったものなのか。仮にあったとするならば、どのような説明の中においてこういう処理をされているか説明ください。

**○財産活用推進課長（平原一洋）** 今回の価格の決定を受けまして、4団地に説明会を開催しております。早馬団地と大村団地につきましては、戸数が少ない関係上、戸別に職員が向ういて説明をいたしました。あさひ団地と田代ニュータウンにつきましては、集まっていたいただきまして説明会を開催したところでございます。

出ました意見といたしましては、やはり今回30%を超えるような引き下げということで、既

に購入した人たちへの何かそういう補償はないのかとか、給付はないのかという意見もありましたし、下げることによって売れる状況もあるけれども、その価格よりも、例えば環境整備、ソフトの面、ハードの面、いろいろな面、そういう面に力を入れないと、価格を下げただけでは売れないんじゃないかというような意見等もございました。当局として、説明のほうにいたしましても、そういう個人に対する給付は原則できませんということと、あとその環境整備等につきましては、それぞれの自治会の皆様と今後また十分に話し合いをしながら、できるものについては予算化するなりとか、そうしながら環境整備をしていくことで、それぞれの分譲団地が魅力あるような団地になって、また販売のほうに、売れるそういう状況をつくっていければいいんじゃないかと話したところでございました。

**○委員（杉藺道朗）** わかりました。宅建協会あたりとか、いろいろ不動産関連のそういう業種の方とも一緒に連携をとりながら、こういう分譲団地の部分に関しては、一生懸命その販売促進のためにいろいろ取り組んでいらっしゃるということは理解しておりますし、言われたように、直接的になかなか、以前購入された方に対してのお返しができない部分は、今言われた環境整備も含めて、ぜひその団地自体が活性化といいたまいますか、いい意味で好かれてもらうような、市として、行政側としてできるところはどんどんやっていただいたほうがいいのかというふうに思います。

長いこともう住んでいらっしゃる方もいらっしゃるまいしょうし、価格差が極端にあれば、何やったんやろうかいなというような感じ。ただこういう現下のこの土地の下落の状況からしてみれば、やむを得ない部分もあろうかと思っておりますけれども、万が一にも住んでいらっしゃる方に、そういう、いつまでも何かわだかまりが残るようなことがあってはならないと思っておりますので、そこはしっかり行政で対応していただければなというふうに思いますので、よろしく申し上げます。以上です。

**○委員長（川添公貴）** ほかがございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（川添公貴）** 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はございませんか。

**○議員（小田原勇次郎）** たびたびすいません。

1点だけ教えてください。

大小路の由緒あるお寺である泰平寺、今も屈指となる泰平寺の前の市営住宅が今、撤去工事が始まっております。いずれまた普通財産となって管理されていくんでしょうが、やはり泰平寺という非常に歴史的財産であるその景観を損ねないような管理のあり方というようなお声等もあるようではありますが、今後何か今、普通財産としての目的等をお持ちでしたらお聞かせください。

**○財産活用推進課長（平原一洋）** 現在、市営住宅が取り壊されたところは、確認はしておりますけれども、まだ普通財産として受け入れをしておりますので、具体的なビジョン等はございません。

**○委員長（川添公貴）** ほかがございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（川添公貴）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で財産活用推進課を終わります。御苦勞さまでした。

---

#### △税務課・収納課の審査

**○委員長（川添公貴）** 次に、税務課及び収納課の審査に入ります。

---

#### △議案第59号 平成25年度薩摩川内市一般会計予算

**○委員長（川添公貴）** それでは、審査を一時中止してありました議案第59号平成25年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

まずは部長に概要説明をお願いいたします。

**○総務部長（今吉俊郎）** 税務課と収納課の概要につきまして説明申し上げます。

まず、税務課です。

市民税、固定資産税のほか国民健康保険税など、税の賦課調定と課税・税務全般を所管いたします。税務課は、歳出におきまして課税に伴う事務事業を実施し、引き続き公平、公正な賦課徴収に努めます。また、税務課の歳入におきましては、固定資産税が償却資産の増収が見込まれず、経年より減額で計上しております。

また、たばこ税につきましては、法人実効税率の引き下げに伴い、県と市町村の増減収を調整するため、県たばこ税の一部が市に移譲されるため、9,886万円の増で計上をしているところです。市税全体で昨年度当初予算比2,343万1,000円、0.2%増となっております。歳

入の大きな根幹をなす市税でございますので、今後とも課税の適正化、財源確保の観点から適切に事務事業を推進してまいりたいと考えます。

次に、収納課につきましては、主に市税、国民健康保険税の徴収事務を担当いたしますが、そのほか貸付金、使用料などの税外収入につきましても、それぞれの所管課の収納状況を定期的に確認し、必要な助言等を行いながら、その進行管理に努めてまいります。

市税等の収納率向上のためには、納めやすい環境整備と滞納処分の強化が不可欠であります。平成25年度は口座振替、コンビニ収納のさらなる周知、活用を図るとともに、滞納者につきましては早期電話による催告、財産の調査、差し押さえ、公売等の滞納処分の強化を引き続き図ってまいります。税などの徴収を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、職員一丸となって収納率向上、歳入確保に努めてまいりたいと考えます。

以上で税務課、収納課の概要説明を終わります。予算の概要につきまして、課長等から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

**○税務課長（大木幹生）** 税務課でございます。

歳出予算につきましては、税務課、収納課の順で説明させていただきます。

予算調書の83ページをお開きください。

2款総務費、2項徴税费、1目税務総務費の事項、税務一般管理費は、税務一般管理事務に係る年間経費を計上いたしております。

2目の賦課徴収費、事項の賦課徴収事務費は、市税の賦課徴収に要する経費を計上いたしております。

経費の主なものは、総合固定資産管理システム改修業務委託料等及び市税の歳出還付金が主なものであります。

84ページをお開きください。

同じく事項の固定資産評価事業費は、固定資産税の課税の均衡、適正及び公平を期するため、課税客体の正確な把握を行う経費を措置いたしております。標準宅地時点修正鑑定業務及び平成27年度評価がえに伴う土地評価がえ鑑定業務委託料が主なものとなっております。

以上で税務課関係の歳出予算の説明を終わります。

**○収納課長（枇杷 繁）** 収納課です。収納課の歳出につきましては、予算調書の85ページをお



開きください。

85ページの上の表ですが、2款2項2目納税奨励費です。市税等の収納にかかわる一般管理費経費及びコンビニ収納にかかわる経費です。

経費の主なものは、コンビニ収納に係る手数料、差し押さえ不動産の公売を行う際の不動産鑑定業務委託料などがあります。

次に下の表です。収納率向上特別対策費です。市税等の収納率向上にかかわる徴収経費です。経費の主な内容は、行政事務嘱託員6名の報酬、滞納者への督促状の印刷及び催告書の発送にかかわる郵便料などがあります。以上です。

**○税務課長（大木幹生）** 続きまして、歳入の説明をいたします。

予算調書の7ページをお開きください。説明は現年課税分のみさせていただきます。

1款市税、1項市民税、1目個人分、1節現年課税分は30億216万5,000円を計上いたしております。対前年比4.0%の増額で計上しております。これは税制改正により扶養控除廃止に伴う影響を見込んでおります。

2目法人税、1節現年課税分は4億9,690万円を計上いたしております。均等割においては、納税義務者を前年度と同様2,000社で見込み、法人税割につきましては制度改正、景気低迷による企業の業績が不透明なため、対前年度比18.3%の減額で計上いたしております。

2項1目固定資産税、1節現年課税分は58億9,257万2,000円を計上いたしております。固定資産全体で1億725万4,000円の減額で計上いたしておりますが、これは償却資産課税の経年による減額が主なものであります。

2目国有資産等所在市町村交付金は、法律の定めるところにより国及び県が所有する固定資産について交付されるものであり、4,628万5,000円を見込み計上いたしております。

3項1目軽自動車税、1節現年課税分は昨年と同様、2億4,100万円を計上いたしております。

4項1目市たばこ税、1節現年課税分は、法人税の実効税率引き下げに伴う財源として、県のたばこ税の一部が移譲されるため、対前年度比18.3%増の6億3,980万2,000円を計上いたしております。

7項1目入湯税、1節現年課税分は、利用者が減少傾向にあるため、対前年比25%減の1,383万円を計上いたしております。

8項1目使用済核燃料税、1節現年課税分は、1,569体のまま3億9,225万円を計上いたしております。

以上で市税についての説明を終わりますが、次に、14款使用料及び手数料、2項手数料、1目1節総務手数料のうち税務課分は、本庁と各支所及び市民サービスコーナーにおける資産等証明及び公簿等の閲覧手数料、2節の督促手数料、合わせて830万8,000円を計上しております。

16款県支出金、3項県委託金、1目総務費委託金、2節徴収費委託金は、県民税に係る県からの徴収事務委託金であります。前年と同様の1億1,400万円を計上いたしました。

8ページをお開きください。

21款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金及び2目の過料は、各種市税を納付期限までに納付されなかったものに対する延滞金であります。

5項雑入、1目滞納処分費は、各種市税の滞納者分の差し押さえ物件を処分した場合の滞納処分費を計上いたしております。

2目弁償金は、軽自動車の標識を紛失した場合の弁償金を計上いたしております。

9ページをお開きください。

収納率向上特別対策費として国民健康保険特別会計より759万5,000円の繰入金を計上いたしております。

以上で歳入の説明を終わらして、次に債務負担行為ですが、予算に関する説明書の8ページをお開きください。

上から4番目から7番目までが税務課分です。平成26年度賦課の軽自動車及び市県民税の納付書作成業務に係る分を、また総合固定資産管理システム改修業務及び固定資産評価事業業務委託をそれぞれ計上いたしております。

以上で、歳出歳入及び債務負担行為に係る説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

**○委員長（川添公貴）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） 質疑はないと認めます。

ここで議案第59号の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（川添公貴） 次に、所管事務調査に入ります。

当局から何かございますか。

○税務課長（大木幹生） 税務課はありません。

○収納課長（枇杷 繁） 特にございません。

○委員長（川添公貴） 当局よりは何もないようですが、所管事務全般について御質疑を願いたいと思います。ございませんか。

○委員（福元光一） 税務課のほうにお伺いいたします。

農地が、地目が農地のままで荒れておったりすると、雑種地として税金が来ますよね。そういうのは、市内をぐるぐる誰か調べて回る人がおられるんですか。まずそれをお聞きいたします。

○税務課長（大木幹生） 土地に関しては、そういう人はいません。調査する人はいません。職員が要望に応じて現地に行って、現地調査をするようになっています。

○委員（福元光一） 要望に応じてというのは、仮に私が、私の持ち物だったら、ちょっと職員に見に来てくれて、そういう要望ですか。

○税務課長（大木幹生） 基本的に現況課税ということで、うちはもう荒れてるんだけど見てくれないとか、そういう要望に応じて行っております。先ほど言われたのと同じです。

○委員（福元光一） 要望をしてないのに、雑種地として税金が来るというのは、そこはどういうふうに説明されますか。

○税務課長（大木幹生） ちょっとグループ長にかわっていいですか。

○土地グループ長（森 克次） 地目を認定するのに、要望のほかに土地の移動登記、転用の申請とかあった場合には、全ての土地の現況確認に行きます。何も移動のない土地については、課長が言われましたように要望に応じて調査に行くんですけど、その調査をしたところの隣接地については、ついでというか現況が地目と課税地目が正し

いのかという調査も同時に行っているところでもあります。以上です。

○委員（福元光一） 雑種地として見て税金を課税してやって、今度は地主さんが何も要望しないのにそういうことで来たということは、今言われたように、ついでに隣も見てみたとか、そういうことで課税が来る可能性がありますよね。そして今度は、地主さんが農地にまた何か野菜とか、いろんなそういうものを植えられたときは、もちろん要望もしないで植えるわけですから、自分の土地に。そうした場合は、やっぱり課税した責任として、毎年毎年見に行く責任があるんじゃないですか。

○土地グループ長（森 克次） 地目を1回決めたら、申しわけありませんけど、2年目、3年目の調査は今していない状況であります。転用申請が出たところについては、転用目的の地目が変わるまで見たりとか行っているところなんですけど、一旦駐車場とか、雑種地というのは駐車場とかなっていた場合を雑種地というふうに認定するんですけど、そこを新たに土を入れて、また農地に戻されたというところは特に申し出がないと、こちらから行ったりはしないので、現況調査のときにわかれば畑に戻すということで取り扱っております。

○委員（福元光一） 現在、駐車場とかそういうのにしてないわけですよ。してないんだけど、草が生えてもう荒れとったと。田んぼを何かちょっと畑にしようかと思って土は入れたけど、もうそのままの状態。そうすると、やっぱり雑種地として見て課税されるわけですよ。それは今説明されたように、特別に見には行かないと。だけど、ついでに隣も見たら、雑種地だったということで課税してやると。それはまだ雑種地として課税はするけど、地目はまだ田んぼのままと。だから、今度はさっき言うたように、地主さんがそこに野菜を植えるとかいろんなものを植えた場合に、課税した課は、責任を持って、勝手に課税したわけですから。隣の土地を見て、ここも雑種地だということで。だから今度は、最後まで責任を見る必要があると思います。例えば、お宅は、ここはもう雑種地とみなすから、地目を変更しなさいとか、そこまで言うてせんと、地目は変わってないのに税金はもう雑種地で来るんですよ。そういうところを行政指導というか、ちゃんとする必要があ

ると思うんですけどどうですか。

**○委員長（川添公貴）** まず第1点目が、課税する場合に、現地調査をする者以外に目視したとき、その地主さんの承知を得ずに課税をするのかという点が1点。次に、もしそれがあったとするならば、説明責任をどのようにとるのかということ、具体的に説明をお願いします。

**○土地グループ長（森 克次）** 今ちょっと私の説明不足がありました。

まず第1に、現地調査に行ったときに、地目が畑のまま雑種地が変わってるっていう場合は無断転用に当たるわけですけど、こういった場合は、必ず農業委員会と連携をとって、通報という言い方ですけど、ここは無断転用じゃないんでしょうかということ調査しますし、そういった農地についてはもう一度課税を、見に行ったりすることもあります。

あと説明については、課税が極端に上がる場所については、所有者の方に説明をするようにしておりますけど、あと4月1日に課税を行うときに課税明細書をお送りするんですけど、そこで地目が変わって高くなったということで御本人から連絡があれば、そういう現況が駐車場なら駐車場になっておりましたので変えましたということで説明しております。ただ、畑を駐車場で見るということはなかなか難しい作業でありますので、こういうケースの場合は所有者の方に連絡をするケースが多いです。畑について、こちらで勝手に変えたりするのは、駐車場とか変えるより、山林とか原野とかそういったふうに変えることが多いんですけど、無断転用とかの場合は慎重に課税をしておりますし、翌年についても見たりもしております。以上です。

**○委員（福元光一）** 今の説明で大体わかりましたけど、横の連携がとれてないような気がするんです。課税する前に農業委員会のほうに連絡をするか、どっちからか連絡は来るとは思いますけど、しっかりと農業委員会からも指導をして、ちゃんと地目が変わってから課税してもらわないと、やはり現況はもう今野菜を植えておりますよと、そういうときも、極端に地目は変わってないから、もともと。無断転用で埋め立てても、一時は雑種地かもしれませんけど、ちゃんと指導しないと、今度は本人が畑にするんだったと言うて野菜を植えた場合には、今度は税金は払いませんよと言う

た場合に、結局現地調査に行かないかんわけでしょう。だからしっかりと行政指導をするように農業委員会と税務課なり連携をとって、今後またいろいろ指導をしてください。

**○税務課長（大木幹生）** わかりました。なるべく現況課税というのが基本になっておりますので、地目を変えなくても市民の有利になるほうには課税していつているのが今の状況でありますので、農業委員会とも十分連携をとりながら、そういう市民が不利になるようなことはないようにやっていきたいと思えます。

**○委員（福元光一）** 現況課税というそれはわかります。そしたら、税務課はその現況というのはどこから情報を入れられるんですか。

**○税務課長（大木幹生）** 先ほど説明しましたが、要望とか、見に行ったときの隣接地がそういう状況だったとか、市民からの連絡、そういうのも加味しております。

**○委員（杉藺道朗）** ちょっとさっき聞けばよかったんですけど、コンビニ収納で収納率は大分上がってるんだらうなあというふうに思うんですが、全体枠の中でこのコンビニ収納係の部分で何割ぐらい割合的に、コンビニからのそういう部分があるのか。

それから当然、そういう収納率もどの程度上がってきているのか、このコンビニ交付、もう今、身近でいろいろコンビニ、大変便利な存在でありますけれども、従前と比べて税収納率がかなりアップしてるんだらうなと思えますが、そこをちょっと参考までに教えてください。

**○収納課長（枇杷 繁）** まず、平成23年度のコンビニ収納の状況ですが、市税のうち件数で13.92%がコンビニで収納されております。参考までに口座が32%、それから一般の金融機関で納める納付書等で納める分が41.72%ですので、コンビニが大きく占めております。金額にしますと、5億3,000万円ということで、これはパーセントでは4.1%です。といいますのが、コンビニでは30万円以下しか取り扱いができないというのがあります。

それから収納率ですが、市税の収納率は、コンビニ収納は平成22年度から導入しておりますが、市税の収納率は平成21年度が、現年度ですが、98.01、平成22年度が98.37、平成23年度が98.25ということで、平成22年

度は前年比でいきますと上がっております。しかしながら、平成23年度はちょっと下がっておりますので、しかしながらコンビニ収納のおかげで、土曜、日曜、それから夜間でも納められるということで、納税者にとっては大変便利になったというふうに考えております。以上です。

○委員（杉菌道朗）納めるほうからしても、自分の勤務体系等々があるわけですから、いわゆる土曜、日曜を含めて自分が納められない時間で納められるということでもいいんでしょうけれども、かなり収納率も向上してるし、これは非常に効果がある一つの施策だったかなと思うんですが、逆にトラブルっていうか、何かそういう、若い人はそういう端末を結構使うんですけど、年配の方の場合において少し要領がという、そういう部分というのはなかったですか。

○収納課長（枇杷 繁）大きなトラブルというのはないんですけども、コンビニ収納の場合、預かったコンビニから市への収納までの日にちが通常の4日以内というのが10日ぐらいかかるということで、納税証明等をとりに来られる場合、まだ収納が確認できておりませんというので、若干市民の方々に御迷惑をかけた点はあるかと思いますが、特に大きなトラブル等はございません。以上です。

○委員長（川添公貴）ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はないと認めます。

以上で、税務課及び収納課を終わります。御苦労さまでございました。

ここで休憩いたします。再開は、1時とします。

~~~~~

午前 11時45分休憩

~~~~~

午後 0時57分開議

~~~~~

○委員長（川添公貴）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△防災安全課の審査

○委員長（川添公貴）次に、防災安全課の審査に入ります。

△議案第23号 薩摩川内市災害対策本部
条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（川添公貴）それでは、議案第23号 薩摩川内市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

○防災安全課長（新盛和久）議案つづりのその3、23の1ページをお開きください。

議案第23号薩摩川内市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

23の2ページをお開きください。

東日本大震災を受け、災害対策基本法が改正され、条項にずれが生じたことにより修正するものであり、災害対策本部に関し必要な事項を市町村条例で定める根拠規定である第23条第7項を第23条の2第8項に定めるものです。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願ひします。

○委員長（川添公貴）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第59号 平成25年度薩摩川内市
一般会計予算

○委員長（川添公貴）次に、審査を一時中止してありました議案第59号平成25年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

まずは危機管理監に概要説明をお願いいたします。

○危機管理監（新屋義文） それでは、防災安全課の平成25年度事業概要について御説明いたしますので、平成25年度当初予算概要を御準備いただき、24ページをお開きください。当初予算概要の24ページでございます。

防災安全課は、市民誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを市民と協働して推進することを使命に、交通安全、防犯、原子力防災を含む災害対策等を業務としておりますが、まず初めに24ページの真ん中でございます。交通安全教育普及啓発事業につきましては、交通事故防止、交通安全教育の推進のため、保育園、幼稚園、小学校等への交通安全出前教室のほか、自動車学校を活用して高齢者の運転免許保有者、そして自転車運転者、歩行者向けの参加・体験・実践型の交通安全教室を実施するものでございます。

次に、青色灯自主防犯活動事業補助事業につきましては、青色回転灯装着車による防犯パトロール活動を実施する自主防犯パトロール団体の活動費に対し、青パトの登録台数に応じて補助額を定めて補助するもので、平成21年度から開始しております。年々、青色回転灯の装着者がふえておりまして、市役所の公用車等を含め現在203台、登録をいただいております。昨年度末からは一団体4台増加となっております。現在も一つの地区コミが設立準備中ございまして、今後とも青パト隊の結成をお願いし、地域と連携した防犯対策を行ってまいります。

次に25ページをごらんください。

防災サポーター制度は、災害応急対策時に地区災害対策詰所において職員の補助業務を行っていただくこととしており、通常時においても、がけ地近接等危険住宅調査支援や防災行政無線のモニター業務を行っていただきます。また、研修会を開催し、防災基礎知識等の習得についてもお願いをしております。

次に、原子力防災等訪問事業についてであります。一般質問において一部御答弁をしておりますけれども、新規事業として鹿児島県の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の補助金を活用して実施するものであり、新たに雇用する嘱託員4名が各世帯を訪問し、現在策定を進めております地域防災計画原子力災害対策編に定める避難経路や避難

場所の周知、原子力災害が発生した際の避難のあり方等について説明をするほか、避難先等の把握を行おうとするものでございます。

また、あわせて防災行政無線の戸別受信機の維持管理や取り扱い方法についても再度の説明を行い、市民の皆様の防災意識の高揚を図ろうとするものでございます。

次に、防災行政無線移動系無線機器更新事業についてであります。災害応急対策時に災害対策本部及び支部である支所と、地区災害対策詰所や避難所との指揮伝達、情報収集の通信手段として防災行政無線の移動系無線を整備し活用しているところでございますけれども、今回、東郷地域の当該移動系無線機器等の老朽化等に伴いまして、更新を行うものでございます。

なお、東郷地域のみでなく、その他の地域におきましても基地局及び無線機器の老朽化が進んでおり、今後年次的に更新を進めていくこととしております。システム等の詳細については、後ほど課長が説明をいたします。

次に、26ページをお開きください。

最後に、防災行政無線デジタル化整備事業についてであります。これまで防災行政無線の戸別受信機を一般世帯に新設及び更新する工事を行ってまいりましたが、平成25年度において一般世帯への約2,000台の設置により市内全世帯への設置が完了することになります。

また、25年度においては事業所への戸別受信機の設置を行うこととしており、詳細については後ほど課長が説明しますが、その設置については事業者の申請に基づき無償で設置することといたしました。そのほか25年度は本事業の最終年度として、アナログ波の操作卓や屋外拡声子局の撤去、有線放送の電柱の撤去を行うことといたしております。

以上が予算に関する事業概要でございます。具体的な予算の内容につきましては、課長が説明いたしますのでよろしくお願ひいたします。

○防災安全課長（新盛和久） 平成25年度一般会計予算の防災安全課分につきまして御説明しますので、平成25年度薩摩川内市各会計予算調書の86ページをお開きください。予算調書の86ページでございます。

まず、2款1項2目秘書広報費の自衛官募集事務費についてであります。自衛官募集事務費は

自衛官募集事務に係る経費であり、事業費が6,000円で、経費の主な内容は自衛官募集事務市町村担当者会議の普通旅費でございます。

なお、来年度は例年計上しておりました自衛隊協力会への補助金を計上してございません。ちなみに平成24年度の補助金額は22万5,000円でございます。

計上しなかった理由でございますが、本市の補助金評価委員会において、一部の補助金について補助対象団体に恒常的に多額の繰越金が発生している事例があるため、補助金全体の仕組みとして整理が必要であるという意見があり、これを受けまして平成25年度の当初予算における予算基準が示されました。繰越金が補助金より多い団体は、原則ゼロ円とするとされたところでございます。自衛隊協力会は、平成23年度決算において繰越金30万9,608円であり、補助金22万5,000円を上回ったためゼロ円となり計上しておりません。

なお、この補助金の要求基準については、平成25年度要求に関し適用されますが、平成26年度以降については今後検討をいたします。

次にその下、2款1項12目市民相談交通防犯費の事項、交通安全対策費についてでございますが、交通安全思想の普及高揚、交通事故防止の推進、交通安全教育など交通安全対策に係る経費766万円を措置させていただいております。

経費の主なものは、交通安全対策会議委員報酬のほか、交通安全教育普及啓発業務委託等であり、負担金としては薩摩川内警察署管内交通安全会議連合会負担金384万4,000円、甕島地区交通安全協会負担金228万9,000円、鹿児島県交通安全母の会連合会市町村負担金4万円の3件の負担金であります。

次に87ページをごらんください。

事項、防犯対策費は、防犯思想の普及を図り、市民生活に危険を及ぼす犯罪や事故のない安全・安心まちづくりの推進に係る経費であり、事業費は625万5,000円でございます。

経費の主なものは、地区コミュニティ協議会等に配布いたします防犯用品に係る消耗品費のほか、負担金として薩摩川内地区防犯協会負担金424万7,000円、かごしま犯罪被害者支援センター負担金14万5,000円、また補助金として青色灯自主防犯活動事業補助金85万

5,000円を措置させていただいております。

次にその下、5款1項1目労働諸費、事項、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費は、国から県へ配分されました緊急雇用創出事業を活用し、4名を雇用し、原子力防災における避難経路等及び戸別受信機の適正管理の啓発に係る事業を実施するものであります。

経費の内訳は、4人分の報酬580万4,000円、共済費は社会保険料等94万8,000円、旅費は甕島への旅費48万円、事業費は事務用品等の消耗品・燃料代53万円、使用料及び賃借料は車両2台とパソコンのリース代137万円を措置させていただいております。

次にあけていただき、88ページをお開きください。

9款1項6目災害対策費、事項、災害予防応急対策費は、災害対策基本法に基づく災害応急対策等に係る経費を3,710万2,000円措置させていただいております。

経費の主なものは、防災会議及び国民保護協議会の委員、危機管理防災専門嘱託員、防災サポーターの報酬、災害対策時の職員の時間外勤務手当のほか、防災気象観測システム等保守業務委託等の委託料、緊急避難施設のエアコン取替工事でございます。また、負担金・補助金としては、県消防・防災ヘリコプター運航連絡協議会負担金等410万7,000円、日本水難救済会川内救難所など5救難所運営費補助金53万2,000円でございます。

次にその下、事項、防災行政無線通信施設管理費は、防災行政無線通信施設の維持管理に係る経費として5,356万4,000円を措置させていただいております。

主な経費として、無線設備整備等業務嘱託員の報酬、屋外拡声子局修繕等、防災行政無線デジタル設備保守点検業務委託等、防災行政無線柱取替工事であり、防災行政無線移動系無線機器の整備553万2,000円は、東郷地域の移動系の無線をMCA無線により整備するものであります。

防災行政無線の移動系は、防災担当者間の情報収集伝達手段であり、合併前の市町村ではそれぞれ違うシステムを整備しておりました。合併時の協議においては、合併後統一するとされていましたが、防災行政無線の同報系の整備を優先した関係で統一はまだできておりません。

今回整備するMCA無線とは、マルチ・チャンネル・アクセスシステムと呼ばれ、複数の周波数を多くの利用者で共用するもので、周波数の利用効率が高い、混信がない、便利で使いやすい陸上移動通信システムであり、また中継局は財団法人移動無線センターが整備しており、利用者はその中継局を利用するため、中継局を整備する必要がありませんのでコストを抑えることができます。システムの詳細や通信エリアについては、フリップを用意しておりますので、後ほど説明をしたいと存じます。

負担金としては、電波使用料負担金186万8,000円、県防災行政無線運営協議会等への負担金174万2,000円であります。

89ページをごらんください。

防災行政無線通信施設設備整備費は、防災行政無線デジタル化整備に伴う戸別受信機設置等に係る経費で、事業費3億1,255万円を措置させていただきます。

全体的な整備計画は、12月議会の総務文教委員会において報告してございますので、防災行政無線の整備は、平成20年度から整備を始め、来年度で終了いたします。総事業費の見込みは、約43億4,523万2,000円です。平成25年度の事業の内容は、家庭向けの戸別受信機の整備、アナログ操作卓の撤去工事、屋外拡声子局の新設、企業戸別受信機の設置工事を実施する予定であります。

この企業戸別受信機の整備方針について説明いたします。

まず、戸別受信機の貸し付けですが、本市において事業を営む者で設置することを希望し、本市に申請した事業所に設置したいというふうを考えております。ただし、事業を営む建物がない、あるいは事業を営んでいることを確認できない場合などは設置いたしません。

また、例えばラッセや山形屋など多くのテナントが入っておりますが、そこには主となる事業所に設置し、館内放送していただきたいと考えております。設置費用は無料でございます。設置する事業所は、見込みでございますが約2,000カ所を予定しております。

次に、MCA無線の概要について、フリップを使って説明いたします。

まず、上のほうにシステム構成図が記載してご

ざいますが、左側の上に川内基地局紫尾山がございますが、これは事業所が既に設置してあるものであります。この基地局を契約した利用者を使用するものであります。この利用者は、タクシー業者や運送業者、市町村等、複数になります。

左上に詰所・避難所と記載してあるところに携帯移動局がございます。また川内基地局紫尾山の下の方に支所とありますが、これが固定局になります。今回、市が整備するのはこの携帯無線機と支所の固定局であります。携帯無線機10機と東郷支所の固定局設備を整備いたします。中央付近にアンテナがございますが、これは本市の一部不感地帯対策としてMCA無線を再送信するもので、つまり感度のいいところで一旦受信し、これを感度の悪いところへ再度飛ばすものでございます。

次にエリア図でございしますが、緑色のところは交信できるエリアになります。昨年、地域防災計画原子力災害対策編の暫定計画を策定し、この中で広域避難計画を策定し、避難先は鹿児島を初め市外となっております。ここでも交信できる無線機でございます。

今回、東郷地域を先行して整備しますが、この理由は、東郷地域の移動系の防災行政無線の中継局、これは笠山になりますが、これが老朽化し、維持管理に多額の経費がかかっております。来年度を試算してみますと、約320万円かかる見込みとなり、将来的に全市的に整備しなければならないことから、東郷地域を先行することといたしました。

また、MCAにした理由でございますが、交信エリアが広く広域避難に使用できること。移動系の防災行政無線を整備するとすれば基地局の整備等多額の経費が必要でございますが、このMCAが事業者が基地局を既に整備しているので経費的に安価になること。災害時に強いこと、これは東日本大震災でも問題なく交信できたという実績がございます。また、メール送信もでき、多くの従事職員に一齐に文字放送を送ることも可能でございます。以上の理由でMCA無線にしたところでございます。

以上で歳出についての説明を終わります。

次に、歳入について御説明しますので、予算調書の10ページをお開きください。10ページでございます。

初めに、消防使用料は行政財産使用料であり、下甌町に設置してあります緊急避難施設の敷地に九州電力及びN T Tの電柱等が立っておりますが、当該土地使用料であり、1万2,000円の予算措置でございます。

次に、国庫委託金の総務費委託金は、自衛官募集に係る募集事務地方公共団体委託金1万1,000円の予算措置であります。なお、全額、充当先事業を広報管理費として、自衛官募集に係る広報紙の経費に充当することとしております。

以上で平成25年度薩摩川内市一般会計予算の防災安全課に係る概要につきまして説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（川添公貴） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入りたいと思います。御質疑願います。

○委員（杉菌道朗） この防災行政デジタル無線、戸別受信機も含めて、いよいよまた事業所のほうにも設置がなるということで大変ありがたいことですが、事業所等2,000台という予定をされておりますが、事業所もいろいろ規模があります。言われたように、大型店舗においては設置をして、館内放送でまた流すというふうなことでありましたが、事業所となると非常に大きいなというイメージがあるんですけれども、例えば御夫婦で商売をされているような小さな店舗等もあるわけですので、そこら辺も対象になるんであるのかなというふうに思うんです。申請ということで言われましたので、当然お知らせがあった後に、広報等で、申し合わせなのかわかりませんが、窓口を防災安全課のほうで受け付けをしていただいて、その後において設置という段階になると思うんですが、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○防災安全課長（新盛和久） まず1点目の御質問でございますが、例えば自宅があって店舗があるというような形態の事業所、結構ございます。そのときに、それぞれにつけると1個大体3万3,000円ぐらいするんですけれども、別に線を引っ張ってまいりまして、スピーカーをつけることによって同じに聞くことはできます。その工事をするると約5,000円ぐらいになるので、そういった形態の家にはそういった工事をしていきたいというふうに思います。

それと募集の仕方でございますが、3カ月間ぐ

らいの周知を置いて、広報紙、ホームページ等で市民の方々に広報をし、そしてある程度工事の台数が多くなった時点で工事をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員（杉菌道朗） 予定で2,000台ですけれども、大体その2,000台という枠で、申請があった時点で一遍にぱっと工事にかかるという考え方ですか。

○防災安全課長（新盛和久） 期間を何回かに分けていきたいというふうに思っています。3カ月で集まった数を工事し、また期間を置いて工事をし、というふうにしていきたいと思っております。

工事についても、1台の事業所にそういった戸別受信機をつくる事業者が行くという部分については非常に効率が悪かったりしますので、期間を置いて、ある固まりの段階ができたときに工事をしていきたいというふうに考えております。

○委員（杉菌道朗） 言われるとおりの、一般家庭の戸別受信機のとときには、非常に自治会等を通じて、いついつ工事をやりますという流し方をしてあったんですけれども、どうしてもこの勤務の形態上の都合で留守が多かったりとか、二度手間、三度手間というのが実際やられた方の意見なんです。そういうのがありますから、この事業所においても、ある程度まとまった段階できちっとやられたほうが効率はいいのかなというふうに思いますので、そのように対応していただければと思います。以上です。

○委員（徳永武次） 杉菌委員の質疑に関連してなんですけど、これ平成26年度で全事業は終わりますよね。この今の事業所対象も26年度までやっぱり継続でいかれるんですよね。

○防災安全課長（新盛和久） 戸別受信機の整備、防災行政無線デジタル化の工事につきましては平成25年度で終わるということでございますので、来年度で終わるというふうにしております。以上です。

○委員（徳永武次） ということは、先ほど説明を聞いてましたら、この事業所の受け付けも25年度で終わるんですか。

○防災安全課長（新盛和久） 現在整備しておりますデジタル化の事業でございますけれども、これは整備費の中で、やってございます。もう一つ、防災行政無線の管理費という部分があるわけですが、整備費についての整備は終わります

けれども、管理費の中で何らかのそういった要望—例えば新しくつくられた方も出てこられますし、転入者も出てこられます。あるいは新たに事業所をされる方も出てくるわけですので、そういう部分については管理費等で別個措置していきたいという考えでおります。以上です。

○委員長（川添公貴）ほか御質疑はありませんか。

○委員（成川幸太郎）交通安全対策費についてちょっとお伺いしたいんですけども、薩摩川内警察署管内交通安全会議連合負担金が384万4,000円ある、とりたてて甑地区の地区交通安全協会の負担金というのがあるのは、これはどういうことか。

○防災安全課長（新盛和久）交通安全協会につきましては、本土地域と甑島地域にそれぞれ別の協会があって、それぞれに負担金を出しているということでございます。以上です。

○委員（成川幸太郎）金額的には、この金額が妥当なんでしょうか。川内地区というと、全部本土を含めてなんですけど。

○危機管理監（新屋義文）本土地域につきましては、管内の交通安全団体が連合した会議に負担金を払っております。その中で事業をしていただいておりますが、甑地区につきましては、交通安全協会の合併前からの負担金のあり方で、2人、協会で職員を採用しておりますが、そのお一人分の経費を負担してきたという状態でありまして、それを合併後についても負担をしているという状況でございます。ですから、規模の割には金額は違うという状況でございます。以上です。

○委員（成川幸太郎）わかりました。

それと、交通安全教育普及及び啓発業務委託というのは、これはどこに委託をされてるんでしょうか。

○防災安全課長（新盛和久）これは交通安全協会のほうに事業を委託しております。

○委員（成川幸太郎）負担金とは別個に業務委託ということでされるわけですね。甑地区の交通安全協会に対してのこの業務委託というのはないわけですか。

○防災安全課長（新盛和久）先ほど委員がおっしゃったとおり、この交通安全教育普及啓発事業につきましては交通安全協会だけで、甑島のほうには事業の委託はございません。

○委員（福元光一）防災行政無線デジタル化に伴って、アナログ設備撤去に係る経費を上げてありますけど、これは業者が撤去した処分までをひくくための予算措置なんですか。というのが、アナログ設備の整備をするときに補助ももらってあったんですけど、自治会のお金を使ってある程度設備をしたものもあるもんですから、このところをもう少し詳しく説明してください。

○防災安全課長（新盛和久）この撤去費用につきましては、市が整備したのものについては市が撤去をすると、自治会で整備されたものについては自治会のほうで撤去されるというふうにしてございます。以上です。

○委員長（川添公貴）ほかございませんか。

○委員（森満 晃）原子力防災等の訪問事業につきまして、これは新規雇用人員が4名いらっしゃいますけども、この方々はこの事業内容について何か資格を有するものなのか、それとも一般の方でいいのかというのが1点と、それから戸別訪問されるときはこれ4人ですけど、単独で回られるのか、1人2組で回られるのか。

○防災安全課長（新盛和久）この4名採用する方についての資格については、特段、運転免許証を持っているという部分が資格要件でございまして、その他、特別な知識を持っていらっしゃる方を募集するものではございません。そのために、回られる前に職場内研修といいますか、そういうものはしっかりしていかなければならないというふう考えております。

また、訪問の仕方でございますが、4名採用して2名1組で回っていただく予定でございます。以上です。

○委員長（川添公貴）ほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はございませんか。

○議員（谷津由尚）2点質問します。

まず、この戸別受信機の耐久年数、これはメーカー推奨値で結構ですので教えてください、それが1点。

もう一つが、平成25年度で全て一旦は各一般家庭に取りつけられるんですけども、あのJアラート等は、もうこれ機能してるんですよ、これが2点目です。

○防災安全課長（新盛和久）まず1点目の戸別

受信機能耐久年数について、現在ここに資料等を持っておりませんので、後ほど出すということによろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○防災安全課長（新盛和久）それとJアラートにつきましては、既につながっておりまして、試験等も数回やりまして、本市は問題なくJアラートは通じる市であります。以上です。

○委員長（川添公貴）資料は、後ほど文書でお願いしたいと思います。

以上で委員外議員の質疑は尽きたと認めます。

ここで議案第59号の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（川添公貴）次に、所管事務調査に入ります。

まず、ここで協議会に切りかえたいと思います。

~~~~~

午後1時38分休憩

~~~~~

午後1時44分開議

~~~~~

○委員長（川添公貴）ここで本会議に戻します。

それでは、所管事務調査について当局から報告はございますか。

○防災安全課長（新盛和久）防災安全課からは特にございません。

○委員長（川添公貴）当局よりはないそうですが、所管事務全般について質疑に入りたいと思います。

御質疑願います。

○委員（徳永武次）すいません、先ほどの車載用のそういう受信機というのはあるんですか。

○防災安全課長（新盛和久）先ほどMCA無線について説明をいたしました。あれが防災行政無線の移動系でございます。あれがいわゆる委員御質疑の車載用のというふうの無線になると思います。以上です。

○委員長（川添公貴）ほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないと認めます。

以上で防災安全課を終わります。御苦労さまでした。

△原子力安全対策室の審査

○委員長（川添公貴）次に、原子力安全対策室の審査に入ります。

△議案第59号 平成25年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（川添公貴）それでは、審査を一時中止してありました議案第59号平成25年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

まずは危機管理監に、短く概要説明を求めます。

○危機管理監（新屋義文）それでは、平成25年度の原子力安全対策室の概要について御説明いたします。

当初予算概要の26ページをごらんください。

原子力安全対策室は、九州電力と締結をしております安全協定書に規定する事項の遵守状況の確認、また原子力発電所1号機・2号機の安全確保に関する業務のほか、26ページの真ん中にありますとおり、広報調査事業として原子力発電に関する知識の普及及び原子力発電施設の安全対策に関する関係機関との連絡調整等を行っております。記載のとおり、市民対象の発電所見学会の実施、また、平成24年度から開始しております広域避難該当の地区コミを対象とした発電所及び避難経路、避難所の視察研修等々を行い、また県及び市の原子力安全対策連絡協議会への参加及び開催等を行っております。

以上が予算に関する事業概要でございますけれども、具体的な予算の内容については室長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

○委員長（川添公貴）それでは、当局の補足説明を求めます。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）それでは、議案第59号平成25年度薩摩川内市一般会計予算に係る原子力安全対策分について御説明いたします。

まずは歳出について御説明いたしますので、予算調書の90ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、16目原子力対策費の事項広報調査事業費1,939万4,000円であります。

内容としましては、原子力発電に係る知識の普

及び原子力発電施設の安全対策に関する業務であり、市の連絡協議会出会謝金、調査・研修等に係る旅費、原子力広報等の印刷製本費、また本年度から平成25年度にかけて実施する広域避難指定地区を対象とした原子力発電所視察及び避難所確認について、平成24年度で既に11地区実施し、310名の方に御参加いただきましたが、平成25年分としましてUPZ30キロ圏の対象地区のうち、残り29地区分のバス借上料を計上しております。

また、負担金としましては、記載のとおり全国原子力発電所所在市町村協議会負担金21万円のほか、記載のとおりであります。

以上が広報調査事業費でございます。

次に歳入について御説明いたしますので、予算調書の11ページをお開きください。

16款県支出金、2項県補助金、1目総務費補助金のうち、広報・調査等交付金1,904万8,000円であります。これは先ほど説明しました、歳出、広報調査事業費に係る県交付金で、補助率は10分の10になります。

以上で平成25年度薩摩川内市一般会計予算の原子力安全対策室分に係る概要説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○委員長（川添公貴）** ただいま当局よりの説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。御質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（川添公貴）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（川添公貴）** 質疑はないと認めます。

ここで議案第59号の審査を一時中止いたします。

---

#### △所管事務調査

**○委員長（川添公貴）** 次に、所管事務調査に入ります。

当局から何か報告はありませんか。

**○原子力安全対策室長（遠矢一星）** 特にございません。

**○委員長（川添公貴）** 当局よりの報告はないようですが、所管事務全般にわたっての御質疑を願いたいと思います。

御質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（川添公貴）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（川添公貴）** 質疑はないと認めます。

以上で原子力安全対策室を終わります。御苦労さまでした。

---

#### △契約検査課の審査

**○委員長（川添公貴）** 次に、契約検査課の審査に入ります。

---

#### △議案第59号 平成25年度薩摩川内市一般会計予算

**○委員長（川添公貴）** それでは、審査を一時中止してありました議案第59号平成25年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

まずは、工事検査監に概要説明を求めます。

**○工事検査監（落合正浩）** それでは、契約検査課の平成25年度予算の概要について説明いたします。

平成25年度当初予算概要の23ページをお開きください。

まず、技術職員スキルアップ研修事業ですが、監督職員の資質向上を図るため、各研修施設開催研修への職員派遣を行うものです。

次に、入札等関し委員会運営事業ですが、中立・公正な第三者である学識経験者等による委員会を設置し、入札改革に対する諮問、入札過程、契約内容等の審査をお願いするものです。

最後に24ページ、電子入札システム運営事業は、鹿児島県と市町村との共同利用による電子入札システムを運営するものでありますが、費用につきましては人口割で負担するものです。

以上で概要説明終わりますが、契約検査課におきましては、平成25年度も公正で競争性・透明性の高い入札契約及び適切な工事監督・検査による品質確保に努めてまいります。具体的な予算の内容につきましては、課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

**○契約検査課長（堂元清憲）** それでは、平成25年度当初予算について説明をいたします。

予算調書91ページでございます。

2款1項1目契約検査事務費でございます。入札、契約事務並びに工事検査に係る経費でござい

ます。事業費2,303万3,000円です。

経費の主なものですが、技術職員スキルアップ研修旅費110万3,000円、これは技術職員の資質向上を図るための研修に要する旅費でございます。

次に、土木積算システム保守委託等988万1,000円、これは土木積算システム等の機器及びソフトの保守委託料でございます。

次に、土木積算システム機器一式賃借料等495万7,000円、これはシステム機器に係ります賃借料でございます。

電子入札等システム共同利用負担金285万7,000円、これは鹿児島県と県内市町村が共同利用しております電子入札のシステムに係ります負担金でございます。これにつきましては人口割になっております。

当初予算につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

**○委員長（川添公貴）** ただいま当局より説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

**○委員（下園政喜）** ここに技術職員のスキルアップについて研修をするというふうに載っておりますが、具体的にどういう研修をされるのかちょっとお伺いしたいことと、業者にも、もちろん工事をしますと評価点数がつくわけですが、業者のほうは点数が付きまして、ある一定額の点数を下回りますとペナルティーが科せられます。管理する側もいろいろといらっしゃるわけで、業者側から言わせれば、そういう話も聞いておるんですが、その管理されるほうのペナルティーはあるんだっただのようなことがあるのか。もちろん管理されるほうにも点数がついているという話も聞いておりますので、そこら辺をちょっと教えていただければと思うんですが。

**○契約検査課長（堂元清憲）** まず1点目の研修の具体的な内容でございますが、関係団体のほうが主催しますいろんな研修がございます。土木ですとか、いろいろ港湾とか、さまざま種目によってございますが、日本水道協会ですとか下水道事業団、あるいは県の実地研修センター、それと九州地方の整備局等が主催する研修に延べ17名を計画しております。

**○委員長（川添公貴）** 大体的内容はどういうようなことですか。

**○主幹（内田俊彦）** 今、課長のほうから、17人出席するというので説明がありました。内容につきましては、土木、水道、あと下水、それから建築等々の研修ということで、具体的には何件か申し上げますと、橋梁の維持補修に関する研修、コンクリートの構造物の維持補修等に関する研修、それから配管設計等に関する研修、これは水道になります。それから建築におきましては、建築リニューアルということの研修、それから建築設備の空調設備等々についての研修に参加したいということで計画をしております。以上です。

**○工事検査監（落合正浩）** 2点目の質問の中で、職員の指導等、例えばそのペナルティーがあるかということでございます。発注業務に監督員が追われることなく、発注したらその後の現場での確認作業等も発注業務として大事なことでございますから、それが適切に行われるような監督員研修であったり、また県とか国とかそういうところの講師を呼んでの研修等をしながらのスキルアップについては、図っておるところでございます。

それと現場によりましては、当然評定点に差が出るわけでございますけれども、基本的には業者の能力によって現場というものは決まるというふうに考えております。ただし不適切な指導をしたりとか、確認を怠ったりとかいうことがあると、やっぱり現場にも反映されますから、検査の中でもそういうことがないように、十分注意しながら、効率は上げていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

**○委員（下園政喜）** その管理者側にも評価点数がついてるんですかね、その点は。

**○委員長（川添公貴）** 先ほどペナルティーはあるのかという質問で、あわせて回答をお願いします。

**○工事検査監（落合正浩）** 特に監督員のそういう点数というものはついておりません。

**○委員長（川添公貴）** ペナルティーについても質問されたんですよ。

**○工事検査監（落合正浩）** そういことですね。ペナルティーといいますか、指導は不適切といいますか、監督業務がもう少しこうしたほうがいいんじゃないかというのが見受けられたら、個別の指導はするようにしております。

**○委員長（川添公貴）** ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はないと認めます。

ここで議案第59号の審査を一時中止いたします。

#### △所管事務調査

○委員長（川添公貴）次に、所管事務調査に入ります。

まず、当局の説明を求めます。

○契約検査課長（堂元清憲）それでは所管事務につきまして、委員会資料に基づきまして報告いたします。

今年度2月末現在までの建設工事の入札状況等でございます。

委員会資料5ページをお開きください。

まず建設工事の状況です。（1）が年度ごとの入札執行件数と平均落札率です。入札の件数は、年々減少傾向となっているところでございます。今年度2月末現在で382件執行しておりまして、平均落札率は91.87%でございます。

次に（2）は、一般競争入札の工種ごとの開札状況になります。件数欄ほどの工事品質評価型、これは過去の工事成績を入札参加条件とするものでございます。入札1件当たりの申し込み業者数のほか、記載のとおりでございます。

次に6ページです。

（3）は一般競争入札の予定価格の金額区分別の発注の件数でございます。2月末まで一般競争入札は360件でございます。うち1,000万円未満の工事でございますが、これは236件、全体の65%となっております。下の表はコンサル業務委託でございます。全て指名競争入札、各区分の平均落札率等は、表で示しているとおりでございます。

次に7ページです。

同じく一般競争入札の月別の状況でございます。昨年度との比較になります。上の2本の折れ線が平均落札率、棒グラフのほうが発注の件数、下のほうの折れ線が入札参加率、これは1件当たりの入札に参加される業者の数でございます。今年度の平均落札率は、全体的には昨年度をやや上回っている状況でございます。

次に8ページです。

一般競争入札の工種別の平均落札率になります。しま模様の棒が今年度分でございます。三つの工種では昨年度を下回っておりますが、ほかは昨年度を上回っている状況でございます。

次に9ページです。

工事成績評定になります。上のほうの表ですが、折れ線の実線が本年度、点線のほうが昨年度をあらわしております。字が小さいですが、三角が最高点、ひし形のほうが平均点、四角が最低点をあらわしております。棒グラフは成績評定をした工事の件数になります。

その下の表は、各年度の状況です。今年度、これまでの平均点が、矢印でずっと一番上にございますが、70.60点となっております。その下の6ですが、これは総合評価落札方式の状況です。これまで、今年度18件を実施しております。平均落札率は95.26%となっております。

続きまして10ページになりますが、これは建設工事に係ります入札契約制度の見直しでございます。この表の左、現行でございますが、これが現在の制度内容、右に見直し後の内容を記載しております。

1の施工体制調査です。この制度と申しますのは、工事の入札におきまして予定価格の90%未満の金額の応札があった場合に、落札決定を一時保留いたしまして、その額で応札された方の積算の内容を審査しまして、発注内容に適合した工事の履行がなされるのか等を調査するものでございます。その調査の審査基準が表に記載の内容でございます。

今回、見直しに係るものにつきましては、左の欄の（4）から（7）までの部分に該当いたします。（4）直接工事費、（5）共通仮設費、（6）現場管理費、（7）一般管理費と四つございますが、応札をされる金額の積算の内訳は、この四つの項目からなるわけですが、審査基準にございますように、応札者が積算をされたそれぞれの金額が、市の設計金額の一定の率以上であるという条件がございます。これは見直し後も同じでございます。

今回、追加をする条件が右の欄の（3）と（4）でございます。（3）で入札金額は審査基準額以上、（4）で入札金額は直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の合計額と一致とございます。審査基準額は下に審査基準額Sと

示してございますが、A、B、C、Dの合計額に1.035を乗じた金額、3.5%を乗じた金額であります。

結果としまして、失格にならない限度額、下限額ですが、これが3.5%、今の制度より引き上がるということになります。

なお、適用につきましては、4月1日以降の入札公告分から適用とするものでございます。

次にその下、2の工事品質評価型入札です。これは工事を発注する際に成績条件の設定ということで、過去の本市の受注工事の成績評定点の平均点が一定の点数以上である方が、その入札に参加できるという条件を設けて入札を行うものでございます。表のとおりA、B、C、Dと4区分ございまして、うちAからCまでに点数による条件をつけております。表に発注割合とございますのは、全体の発注件数のうち、この割合となるように全体の件数を設定するというものでございます。

なお、この設定は無作為に行うものでございます。これにつきまして、今回、A区分の点数条件、これが現在70点以上となっておりますが、これを72点以上へ改めるといふものでございます。

これは、先ほど工事成績評定の概要で申しましたけれども、成績評定点の全体での平均点が現在70.60点という説明をいたしました、70点をもう超えております。工種によってはもちろんこれ以上の点数もございますけれども、したがいまして、現在B区分で平均点以上と、A区分で70点以上としているわけですが、A、Bが逆転をした状況になっておりまして、設定区分の整合を図るためにもA区分の設定を見直すというものでございます。

なお、この適用は7月1日以降の入札公告分からとするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

**○委員長（川添公貴）**ただいま当局の説明がありました、これより所管事務全般にわたって御質疑を願いたいと思います。

御質疑ございませんか。

**○委員（福元光一）**工事検査監にお尋ねします。去年、建設業界から陳情がありまして、今回、入札制度改革見直しをされて、まず一つ、建設業界からどのような声が寄せられたか、あったら教えていただきたい。それ一つ、よろしく申し上げます。

**○工事検査監（落合正浩）**見直しを決定して、すぐさまお話いたしました。その後も何名かの業者の方々等もありますけど、おおむね前向きに捉えられていると。実際には7月1日以降となっておりますので、現時点では前向きに捉えられているというふうに考えております。

**○委員（福元光一）**去年陳情があったときに、工事検査監が、こういう委員会の場に陳情があったということは——自分を責めて言われたと思いません。非常に残念だということを発言されましたけど、これからもやはり両者が、行政また建設業界の方々も納得するように、定期的にでもいいですから勉強会を開いて、お互いの考え方がわかるように、ああいふ陳情というのがもう出てこないようによろしくお願いいたします。

**○委員長（川添公貴）**ほかございませんか。

**○委員（下園政喜）**市内に今回工事が発生されて、360の工事が発生していますが、そしてまたコンサルもあるわけですけれども、参加資格を持つ業者というのは、ダブった業者もいっぱいあると思うんですが、土木一式から始まって鋼構造物のところまで。土木一式が何社ついているのは把握されますか。

それと業者は減ってなくても、働く人間が大変厳しい書類を出されるとかいうことで、我々みたいな高齢者がやめていく状態が続いていると私は思っております。就労者の状態というのは減っておりますでしょうか。なぜ聞かかと言いますと、今度公共工事を見直しでいっぱい出てくるようなことですが、それがいっぱい出てきてさびききるんだろうかという業者間の話もあるものですから、ちょっとそこらを聞いてみたいんですが。

**○契約検査課長（堂元清憲）**工種ごとの業者数についてはしばらくお待ちください。

建設業者の従業者の方の数でございますけども、これにつきましては国が調査をしますセンサスがございまして、1月の下旬に最新のやつが一部公表されたんですけども、薩摩川内市の建設業者の数につきまして、ちょっと今、正確な数ではございませんけど、年々これはもう減っている状況でございました。10年前の指標と比べましても、二桁台の減り方というような記録になっております。正確な数はちょっと今手元にないものですから、後でお知らせしたいと思っております。

○委員長（川添公貴）業者数のこたえは出ますか。

○課長代理（佐多誠一）業者数のダブリにつきましても、把握は、申しわけございませんがいたしていません。総合点を付与している業者数等は把握しておりますけれども、申しわけございません。

○委員長（川添公貴）下菌委員、よろしいですか。今御質疑された分については、全て数値は把握していないそうですが。求めますか。求めるのであれば休憩しますか。

○委員（下園政喜）360件の工事に対して幾つの会社が落札したかというのわかりますか。

○委員長（川添公貴）ここでしばらく休憩します。

~~~~~  
午後2時10分休憩
~~~~~  
午後2時24分開議  
~~~~~

○委員長（川添公貴）休憩前に引き続き、会議を開きます。

当局の答弁をお願いいたします。

○契約検査課長（堂元清憲）先ほどの御質問でございます。

市内の建設業の事業所数でございます。これにつきましては、総務省の統計局のほうで経済センサスということで3年に1回調査がございます。調査の数値を見ますと、本市の建設業者数は平成13年、残っている一番古いデータですが、580事業所ございました。これが平成24年の調査になりますと471事業所ということで、比較をしますと、18.8%業者数は減っているということでございます。以上でございます。

それと、工種ごとの登録業者数等につきましては、課長代理のほうで答弁いたします。

○課長代理（佐多誠一）2月末現在で、平成24年度の落札業者の実績でございますけれども、例えば土木一式ですと、500点以上の総合点を持つ業者が124社いらっしゃいます。その中で1件でも落札した方、業者といたしますのが51業者でございます。1件でも落札実績のある業者の割合としましては、41.1%という数字でございます。以上でございます。

○委員長（川添公貴）下菌委員、質疑ございま

すか。

○委員（下園政喜）わかりました。

○委員長（川添公貴）ほか質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はございませんか。

○議員（谷津由尚）資料の9ページの評定点なのですが、この真ん中の表にありますように、平成22年から3年間、完全に頭打ちの状態なんです。この状態に対して、今どうお考えですか。

○契約検査課長（堂元清憲）この表の右の平均点の推移のところの御指摘かと思えます。平成22年が70.85なのですが、現在70.60ということで頭打ちということでしたが、左の表の内訳を見ただけですと、平成22年、23年、24年と60点台の月というのが、これはもうずっと減ってきておまして、コンスタントにもう70点台が出ている現状には変わってはきております。

成績の状態としては、全体の平均はこういった状況でございますが、70点に集約していく平準化、レベルが上がっていく状況にはなっているというふうに分しているところでございます。

○議員（谷津由尚）私が質問でお聞きしたかったのは—底上げができていくということを今おっしゃったわけですが、平均点ももう動いてないということは、基本的にその中で最低点が上がってきているということは、最高点も下がってきているということなんですね。ということは、もう全然、はっきり言うとか改善が進んでないということなんですよ、いろんな意味で。それに対して、今後どうお考えなのかということをお聞きしたかったです。

○工事検査監（落合正浩）今ほど課長からありましたように、評定当初は非常に低い60点以下から80点を超えるまでと、裾野が非常に広いという形での平均が70へより近づくという形が狭まってまいりました。その差がなくなってきたということですが、ただ、今どういうわけか、一生懸命頑張ってもらっているんですけども、ちょっと気を抜いたところがあるとかいう、あるいは品質的にはそんなにも問題はないんですけども、ちょっと書類の関係で不備があったりとか、現場においても少し見覚えが評価できないとかい

う形でのいう部分も見受けられてきております。いわゆる中だるみみたいなどころが見えてきつてきましたので、この評価でもありますように、職員である監督職員の気合い入れとか、現場に行つての業者の方々への細部にわたる注意というものを今、喚起しておりますので、25年度の課題としては、また平均点が上がっていくような当初からの指導をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（川添公貴）ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑は尽きたと認めます。

以上で契約検査課を終わります。御苦労さまでした。

△選挙管理委員会事務局の審査

○委員長（川添公貴）次に、選挙管理委員会事務局の審査に入ります。

△議案第59号 平成25年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（川添公貴）それでは、審査を一時中止しておりました議案第59号平成25年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（郡山 毅）選挙管理委員会事務局でございます。資料は、当初予算概要の126ページをお開きください。

選挙管理委員会事務局の平成25年度の主要施策の概要について説明いたします。

選挙管理委員会は、国県及び本市の各種選挙の執行事務を所管し、選挙人名簿の調製や選挙啓発活動等に関する事務を執行しております。

当初予算概要の126ページにもありますように、平成25年度は、7月28日任期満了の参議院議員選挙、また平成26年4月30日任期満了の本市農業委員会委員選挙の準備を進めることとなります。

次に、予算調書の251ページをお開きください。歳出予算について、予算調書で説明いたします。予算調書は251ページから253ページでございます。

まず、事項、選挙管理委員会費は2,107万7,000円です。選挙管理委員会費は選挙管理委員会の一般経費に係るもので、選挙管理委員の

報酬、それと職員給与などを計上いたしたところでございます。

次に、事項、選挙啓発費は121万5,000円です。選挙啓発費は、選挙時等の啓発事業に係るもので、明るい選挙推進協議会委員の会謝金、明るい選挙推進協議会薩摩支会負担金でございます。

252ページをお開きください。

事項、参議院議員選挙臨時啓発費は15万円でございます。参議院議員選挙に係る啓発活動に資するための経費でございます。

次に、事項、参議院議員選挙は5,320万2,000円でございます。7月28日任期満了の参議院議員選挙に係る経費でございます。投票事務従事者や開票管理者等の報酬、ポスター掲示板設置撤去業務委託費のほか、開票の効率化を図るため第3開票所へのLANケーブル配線工事の工事請負費、開票迅速化のための投票用紙自動読取分類機等の購入予算を計上したところでございます。

253ページをお開きください。

事項、市農業委員会委員選挙費は244万8,000円です。平成26年4月30日任期満了の農業委員会委員選挙の準備のための経費でございます。主な予算は、事務局職員の時間外勤務手当や投票所入場券、投票用紙作成費などでございます。

以上で平成25年度当初予算の歳出予算の説明を終わります。

続きまして、歳入予算について御説明します。予算調書は70ページをお開きください。

1目県委託金、総務委託金、選挙費委託金5,339万円です。在外選挙人名簿登録事務委託金は、国外在住の有権者の登録または抹消手続に対する交付金3万8,000円を計上したところでございます。

次に、参議院議員選挙委託金は当該選挙の執行経費5,320万2,000円です。参議院議員選挙啓発推進事業委託金は、当該選挙の啓発活動に充てる交付金15万円でございます。

以上で、平成25年度歳入予算の説明を終わります。御審議方をよろしくお願いたします。

○委員長（川添公貴）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入りたいと思います。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないと認めます。

ここで議案第59号の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（川添公貴）次に、所管事務調査に入ります。

当局から何かございますか。当局からは何もないようですが、所管事務全般にわたって質疑をお願いいたします。何かございませんか。

○委員（杉蘭道朗）昨年は衆議院の補欠選挙、本番選挙、市会議員選挙、大変選管の職員の方々にとってはお忙しい1年かなと思って、御苦勞に感謝を申し上げます。

本年、いよいよ参議院選挙がございますが、投票所等において少し体の不自由な方々に対する配慮というのも結構至れり尽くせりという部分もあるんでしょうけれども、少し段差にもうちょっとスロープがあったらいいかなど。ほか従前もいろいろ出てましたけれども、その分に関していろいろ善処していただいておりますが、いまだにまだそのような昨年の選挙等において、そういうもうちょっとこうしてほしいよかったけどなっというような意見等が届いてないものか、もし届いて対応ができていれば、そこをちょっと紹介していただければなというふうに思います。

○選挙管理委員会事務局長（郡山 毅）そのような身体の不自由な方々のためには、特に学校の段差がまだある（本ページの発言により訂正済み）ところとか、そういうところがございまして。そういうところにつきましては、かねがね投票管理者、あるいは投票事務従事者の方々から、どのような、もっと拡充すべきところはないのかといったようなことを聞くようにしておりますけれども、そういう中で、そういった改善の案が出てきますと、できるだけ速やかにするようにしております。例えば中央中学校が、あそこが2段階差になっております。私も行きまして、体育館に入るところの段差につきましては、スロープをつくりましてお願いしてございます。ただし第1段目のところに行くところにつきましては、なかなか

スロープをつけますと、今度はその通行の妨げになる、そういうことでその辺の立地条件等々もありますので、一概に全てをクリアできるというものではないということで、その辺のところも加味しながらやらせていただいているところでございます。

また、それぞれ今からも出てくると思っておりますけれども、それに応じた対応はさせていただきたいとこのように思っております。以上です。

○委員（杉蘭道朗）ありがとうございました。中にはいろいろ選管の方々、手とり足とり大変親切丁寧な対応をしていただいたというお礼の言葉も伺っておりますので、今後ともそういう姿勢でいただければなというふうにお願ひしておきます。以上です。

○委員長（川添公貴）さきほど、段差がない、と答弁されましたが、段差がある、ですので、本職において、議事録訂正をさせていただきたいと思ひます。（本ページで訂正済み）

ほか御質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑は尽きたと認めます。

ほか委員外議員の質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないと認めます。

以上で選挙管理委員会事務局を終わります。

ここで休憩いたします。

~~~~~

午後2時38分休憩

~~~~~

午後2時40分開議

~~~~~

○委員長（川添公貴）休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### △会計課の審査

○委員長（川添公貴）次に、会計課の審査に入ります。

---

#### △議案第59号 平成25年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（川添公貴）それでは、審査を一時中止してございました議案第59号平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

**○会計課長（今吉美智子）** 会計課でございます。よろしくお願いたします。

まず初めに、会計課の予算概要について御説明を申し上げますが、指定金融機関等における口座振替収納事務及び窓口収納事務に伴う取扱手数料など、役務費を初めとする会計事務の円滑な執行に係る経費を予算措置しております。

続きまして、議案第59号平成25年度薩摩川内市一般会計予算のうち会計課分について、御説明を申し上げます。

まず、歳出から御説明を申し上げますので、予算調書の209ページをお開きください。

2款1項4目会計管理費、事項、会計管理費の1事項のみで、予算額1,339万円でございます。

右側の経費の主な内容欄で御説明いたしますが、行政事務嘱託員、臨時職員各1名分の経費が合計で219万3,000円、旅費が会計管理者研修会旅費など21万3,000円、役務費が金融機関口座振替等取扱手数料917万9,000円、コンビニ収納取扱手数料85万3,000円、現金動産総合保険料16万9,000円、負担金補助及び交付金が、県都市会計管理者連絡協議会負担金1万円でございます。

なお、増減が大きいものを御説明申し上げます。臨時職員の賃金が前年度対比45万円の増額ですが、これは総務一般管理費で予算措置されていたものを、平成25年度から会計管理費で予算措置し直したものでございます。また、金融機関口座振替等手数料が前年度対比94万3,000円の減額で、これは前年度の実績を考慮するとともに、コンビニ収納の取り扱いを開始したことによる減額でございます。

次に、歳入について御説明申し上げますので、予算調書の56ページをお開きください。

21款2項1目預金利子、1節預金利子で、予算額170万円は、歳計金の運用に係る預金利子でございます。

以上で会計課の平成25年度当初予算概要の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

**○委員長（川添公貴）** 当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。ございませんか。

**○委員（福元光一）** コンビニ収納が始まって、

やはり手数料を支払われるわけですけど、今まではJAとか鹿銀とか郵便局とかあったわけですけど、この手数料というのはコンビニの場合も今までと一緒に、手数料は、1件につき金額は一緒ですか。

**○会計課長（今吉美智子）** コンビニ収納の場合は、月額の基本料を一月1万円（後刻訂正発言あり、36ページ参照）と、あと取り扱い件数に係るものが1件57円ほどでございます。

**○委員（福元光一）** JAとか今まで取り扱っておった金融機関も、やはり月額1万円あったのか。それと1件につき57円というのは、今までの取り扱う金額と比べてどうなのか。

それから、コンビニ収納が始まって、税の滞納というのが減ったのか、そういう影響が出ているのか、わかる範囲で教えてください。

**○委員長（川添公貴）** 滞納については先ほど収納課でありましたので、それを前に答弁をお願いします。

**○会計課長（今吉美智子）** それではまず、コンビニ収納以外の手数料でございますが、おおむねみんな10円でございます。JAの窓口収納と、それからゆうちょのほうは30円というのがございますので、コンビニ収納と比べたら大分割安となっております。

それから、その滞納の分については、中身が所管外で、ちょっと調べておりませんけれども、件数ならわかっておりますが。

**○委員長（川添公貴）** 件数があれば件数をお願いします。

**○会計課長（今吉美智子）** ただいま24年度、4月から2月末までの総取扱件数が1,023件でございます。

**○委員（福元光一）** なぜコンビニ収納は1件の手数料が高いんですかね。

**○会計課長（今吉美智子）** 内容はちょっとよくわかりませんが、そのかかる手間のほうが大きいということですね。金融機関とは、なりわいが、もともとコンビニエンスストアのほうは物を売る商売なので。

納付書がありまして、それをOCR読み取って、それから、それを取りまとめる別の会社がありまして、そこなどの2段階になっているということもありまして、手数料がやはり増加するのではないかとこのように考えております。

○委員（福元光一） それでは、今後また収納課といろいろ協議をしていただいて、コンビニで納税する人たちがふえて、滞納が減るようだったら手数料が少々ふえてもいいけど、今までと余り変わらない状態で手数料だけふえたら、逆効果というか余りいい結果ではないので、収納課と今後協議をして改善するところは改善していただきます。これは要望であります。

○委員長（川添公貴） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はございませんか。

○議員（谷津由尚） ありがとうございます。率直に、総じてコンビニ収納は費用対効果はどうなんでしょうか。

○会計課長（今吉美智子） すいません、中身のほうは。私どもで予算措置をしているのが、1カ所でまとめて手数料を予算措置すればいいということで、ちょっと回答にはなっておりませんが、けれども、費用対効果とか収納率とかは、今6種目、住宅収納ほかやってるんですけど、すみ分けをしております、答弁することがちょっとできません。申しわけございません。

○委員長（川添公貴） 谷津議員に申し上げます。費用対効果等についての収納事務に関しては収納課でやっておりますので、再度委員会で収納課のところでお聞き願いたいと思います。よろしいでしょうか。

○委員長（川添公貴） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） 質疑は尽きたと認めます。

ここで議案第59号の審査を一時中止いたします。

#### △所管事務調査

○委員長（川添公貴） 次に、所管事務調査に入ります。

当局から何かございますか。

○会計課長（今吉美智子） 特に報告する事項はございません。

○委員長（川添公貴） 当局からは何もないようですが、所管事務全般にわたって御質疑願いたいと思います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はございませんか。

○議員（谷津由尚） 今の件で、ということは、例えばこのコンビニ収納取扱手数料85万3,000円の計上をされるというのは、会計課ではなくて収納課でされたほうが、率直ではないかと思うんですがいかがですか。

○会計課長（今吉美智子） その件について、この委員会の前も話を収納課長ともしたんですけども。収納課のほうの。ちょっと言いわけみたいになってしまうんですけども、事務分掌としては年間の——今私どもが予算措置しているコンビニ収納の手数料が、住宅使用料、住宅資金貸付金、幼稚園保育料、奨学資金貸付金返還金、保育料、介護保険料といういろんな課にわたって、その取りまとめを収納対策課で、進行管理というふうに副市長を本部長としているので、その報告はするんですけども、実際の収納事務を担っているのは、例えば建築住宅課とか学校教育課とか、この本来の業務があるところなので、それをどこで持つかというのに対しては、何度も繰り返し議論はしているんですけども、とりあえず会計が収納をするというその立場でうちに持ってほしいということだったので。ちょっと何か答弁にならない答弁になっておりますけれども。

○財政課長代理（今井功司） 財政課でございます。ただいまの御質問のある経費につきましては、出納事務に係る経費ということでございまして、出納事務を一括で業務を管理している課所が会計課ということになりますので、現在のところは、収入支出の出納事務に係る経費につきましては会計課のほうに集約して予算措置をしているところでございます。あくまでも出納事務という観点から、ちょっと予算的にはそちらのほうに措置しているところでございます。御理解いただきたいと思います。以上です。

○議員（谷津由尚） ありがとうございます。ということは、今、私が先ほど申しました質問というのは、収納課のほうでは把握はされているということによろしいですね、そういう理解で。

○財政課長代理（今井功司） このコンビニ収納に係る取り扱いの件数につきましては、収納課も収入実績で確認をしておりますので、数値的には把握しているというふうに考えております。

○会計課長（今吉美智子） 補足説明がございました。

ちょっと先ほど言葉が足りませんでしたけれども、コンビニ収納のうち税金については収納課が担当しております。それから私どもで集中して契約しているのは、それぞれの担当課で契約すると、また基本料とかが上がったりますので、どこかに集約したほうが経済的だという理由から、行革のほうからお願いがありまして私どもで担ったところでございます。

○委員長（川添公貴） 出納事務一般について、一括したほうが、コンビニ手数料が1万円ということで、1件につき1万円です。それを集約したほうが、例えばということを。財政課、ですよ、もう一回その辺を答弁してください。

○財政課長代理（今井功司） 出納事務に関しましては、さまざまな経費でございまして、委員長から先ほど御指摘ございましたとおり、さまざまな課所で契約をいたしまして基本料などの支出をいたしますと、経費的にも契約的にも件数がふえますので、そういう事務の集約を行って、かかる経費についても、削減するという観点もございまして、1カ所で出納経費につきましては措置しているところでございます。

それとあともう一つの理由といたしましては、先ほど私が申しましたとおり、事務も集約しますが、出納権限につきましては会計管理者の権限の範疇もございまして、そこに属する課所に集約しているということで御認識いただきたいと思えます。以上です。

○議員（小田原勇次郎） 今の件に関連して1点だけ確認なんです、当然収納課のほうにはコンビニ収納代行手数料というの予算措置をされていますので、コンビニ収納を導入された、予算措置は要求があったんですけども、趣旨は理解して予算措置をされたのは財政ですから、コンビニ収納がいわゆる経費節減という部分の中で取り組まれたのがメインなのか、それとも納税者の土日の利用がコンビニ収納であれば、要するに金融機関が土日閉まっていますから、それでも土日夜間に納入ができるという利便性を強調したくて導入されたのか、そこらあたりも答弁される必要があるんじゃないですか。

○委員長（川添公貴） 質問ですか。

○議員（小田原勇次郎） 質問です。

○財政課長代理（今井功司） こちらが先ほどから言ってますコンビニ収納に当たりましては、導

入する際の予算の査定の中では、二つ大きな点がございまして、要するに手軽に納金できるという環境をつくることと、24時間いつでも市民の自由な時間と申しますか、好きな時間に納税できるというその制約を排除するためにコンビニエンスで24時間受け付けられる体制ができるということで、その2点を主に、導入いたしました。したがって、今現在導入いたしまして、その効果につきましては、先ほども出ました滞納が減ることも指標の一つとして挙げられます。ただ市民が利便性が上がるという観点もございまして、その辺を総合的に判断をして今後のあり方について検討をしていきたいと考えているところです。財政的にはそういう観点で、今事業を見守っているところでございます。以上です。

○会計課長（今吉美智子） 先ほどコンビニの月額使用料を1万円と確か申し上げましたか。申しわけありません。最初1万円だったんですけども、実際契約するときには5,000円になりましたので、最終的には5,000円が基本料となりますので修正させていただきたいと思えます。

（34ページの発言を訂正）

○委員長（川添公貴） 本職において議事録訂正をしておきます。

質疑は尽きたと認めます。

以上で会計課を終わります。御苦労さまでございました。

△公平委員会事務局の審査

○委員長（川添公貴） 次に、公平委員会事務局の審査に入ります。

△議案第59号 平成25年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（川添公貴） それでは、審査を一時中止しておりました議案第59号平成25年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○公平委員会事務局長（知識伸一） 公平委員会事務局兼監査事務局です。よろしくお願いたします。

まず、公平委員会から説明を申し上げます。

平成25年度の施策の概要についてですが、公平委員会の事務は、職員の勤務条件等に関する措置の要求の審査・判定、職員に対する不利益処分

についての不服申し立てに対する裁決、職員の苦情を処理すること、職員団体の登録などが主な業務でございます。平成25年度もこういった事務を処理することとなります。

次に、平成25年度予算の内容につきまして説明を申し上げますので、予算調書の254ページをお開きください。

2款1項9目、事項、公平委員会費、予算額85万7,000円、事業内容は公平委員会の運営管理に係る経費で、経費の内容は、公平委員3名の日額報酬、全国公平委員会連合会総会・研究会等の費用弁償、同連合会等の負担金が主なものであります。なお、財源は全て一般財源でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（川添公貴）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入りたいと思います。御質疑願います。

○委員（福元光一）年間に、職員のこの公平委員会に対しての相談というのは何件ぐらい、平成23年度でも24年度でもいいです。

○公平委員会事務局長（知識伸一）薩摩川内市になってから、まだ1件も薩摩川内市では不服申し立て等はございません。以上です。

○委員（福元光一）薩摩川内市になってもうすぐ10年近くにもなるんですけど、1件もないというのにこれだけの予算を組んでおいて、それで検討するという声もないんですかね。わかりましたか。

もう一回、すいません。これだけの予算をずっと組んであるわけですよ。それと1件も職員からの相談もないのに、毎年毎年こうして予算を組んで公平委員会に委員を3名、そして研修をいろいろされるわけですけど、今財政が苦しい中で補助金とかそういうのも削っていかうというときに、こういうのもある程度検討しようかと。少なくとも、ふえてくるようだったら、またふやすということもできるわけですから、そういう声は出ないわけですか。

○委員長（川添公貴）予算を組む趣旨について答弁を求めます。

○公平委員会事務局長（知識伸一）公平委員会は、地方自治法で規定されておまして、公平委員は3名ということとなっております。今、鹿児

島県に19市があるんですけど、人口5万人以上のところは公平委員会を置いております。今合併で、例えば3万人のところと2万人のところを合併して、なかったところも県のほうの人事委員会のほうが、独自で公平委員会をつくって、そういう処置については各市で行ってくださいということで、5万人以上のところは全て公平委員会を今設置している状況でございます。

○委員長（川添公貴）その予算を何で組むのか、相談がないのということとありますので、組む趣旨を説明願います。

○公平委員会事務局長（知識伸一）職員の最後のとりでで、困ったときにあるのが公平委員会です。いつでも相談があったときに、例えばもう予算がございませんので、それはまた来年度というようなこととなりますので、最低限度の措置をさせていただいておる状況でございます。以上でございます。

○委員長（川添公貴）ほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員の質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないと認めます。ここで議案第59号の審査を一時中止いたします。

---

#### △所管事務調査

○委員長（川添公貴）次に、所管事務調査に入ります。

当局から何かございますか。

○公平委員会事務局長（知識伸一）特にございません。

○委員長（川添公貴）当局からは何もないようですが、所管事務全般について御質疑願いたいと思います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないと認めます。

以上で公平委員会を終わります。

---

#### △監査事務局の審査

○委員長（川添公貴）次に、監査事務局の審査

に入ります。

---

△議案第59号 平成25年度薩摩川内市  
一般会計予算

○委員長（川添公貴）それでは、審査を一時中止してありました議案第59号平成25年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○監査事務局長（知識伸一）続きまして、監査事務局について説明申し上げます。

まず、平成25年度の施策概要についてですが、監査委員の業務は、公正で合理的かつ効率的な市の行財政運営を確保するため、地方自治法等に基づき各種監査業務を実施し、事務局職員は、監査委員の監査方針等に従い監査資料等を収集し、予備監査として調査、分析等を実施しております。平成25年度も本年度と同様に、一般会計・特別会計・企業会計の決算と健全化判断比率の審査、例月出納検査、本庁・支所の定期監査、財政援助団体監査等を実施する予定でございます。

次に、平成25年度予算の内容につきまして説明を申し上げますので、予算調書の255ページをお開きください。

2款6項1目、事項、監査委員費、予算額4,856万7,000円、事業内容は監査委員の監査活動並びに事務局職員の人件費、事務に関する経費で、経費の主な内容は、監査委員3名の報酬、職員5名分の人件費、監査委員の研修、全国都市監査委員会総会などへの出席、各支所の監査等に伴う費用弁償及び全国都市監査委員会等の負担金が主なものでございます。なお、財源は全て一般財源でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（川添公貴）ただいま説明がありましたが、これより質疑に入りたいと思います。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないと認めます。

ここで議案第59号の審査を一時中止いたします。

---

△所管事務調査

○委員長（川添公貴）次に、所管事務調査に入ります。

何か当局でございますか。

○監査事務局長（知識伸一）特にございません。

○委員長（川添公貴）当局からは何もないようですが、所管事務全般にわたって御質疑願いたいと思います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないと認めます。

以上で監査事務局を終わります。御苦労さまでした。

---

△議事調査課の審査

○委員長（川添公貴）次に、議事調査課の審査に入ります。

---

△議案第59号 平成25年度薩摩川内市  
一般会計予算

○委員長（川添公貴）それでは、審査を一時中止してありました議案第59号平成25年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

まずは、局長の概要説明を求めます。

○議会事務局長（田上正洋）平成25年度当初予算につきましては、昨年の改選時の大幅な定数削減によりまして、議会費は約5,600万円の減、率にいたしまして約15%の減となっております。市議会として大変な改革を断行されましたので、事務局といたしましてもこれまで以上に一生懸命頑張っている所存でございます。

予算の詳細につきましては課長が説明いたします。以上、よろしく願い申し上げます。

○委員長（川添公貴）それでは、当局の補足説明を求めます。

○議事調査課長（道場益男）議事調査課でございます。

平成25年度歳出予算につきまして説明をいたします。予算調書は265ページをお開きいただきたいと思います。

1款1項1目議会費で、事項が二つございます。上の表は議会活動費で、事業費は2億3,343万9,000円です。

経費の主な内容は、議員26人の人件費と行政視察等の費用弁償1,105万9,000円、負担金といたしまして、鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合負担金ほか1件の負担金と政務活動費の468万円であります。

このほか共済費の節におきまして、6,683万2,000円の議員共済費負担金を計上しております。この共済費でございますが、昨年度と同率で積算をいたしましたものでございますけれども、

このほど通知がございまして、負担率が下がりましたことから、負担金といたしましてはさらに650万円ほど減額となる見込みでございます。減額につきましては6月以降の補正予算で対応したいと考えております。

次に、下の表でございしますが、議会管理費で事業費は9,241万3,000円であります。経費の主な内容は、事務局職員の人件費、随行等旅費のほか、議会だよりや会議録等の印刷製本費488万8,000円。業務委託といたしまして、会議録反訳のほか、会議録検索システムや本会議の映像配信に係る業務委託602万5,000円でございます。以下、全国市議会議長会など各種議長会の負担金を計上しております。

このほか備品購入の節におきまして、録音機器をSDレコーダーに変更するための購入経費などを計上しております。

歳出予算は以上のとおりで、歳入予算はございません。

続きまして、債務負担行為を説明いたしますので、予算書の8ページをお開きいただきたいと思います。

こちらのほうでは議事調査課分でございますけれども、一番上の会議録反訳業務委託でございます。平成25年度分につきましては、本会議と委員会の反訳業務について、昨年12月の補正予算で債務負担行為を設定させていただいたところでございますけれども、今回の当初予算では平成26年度分につきましても同じく債務負担行為を設定させていただき、次年度における業務の平準化を図ろうとするものでございます。

以上で説明は終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（川添公貴）ただいま当局による説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はございませんか。

○議員（谷津由尚）すいません。試算をお願いしたいんですが、将来、今じゃない、将来、この議会で使う紙を、ペーパーレスを9割以上できる環境になったとしたときの年間の経費削減というのは大体どれぐらいになりそうですか。これは人件費も含まれます。

○議事調査課長（道場益男）本件につきましては、ペーパーレス化につきまして、来年度以降の議会運営委員会等におきまして、そちらのほうの協議を議題として検討したいと考えておりますので、現在のところ試算という数字は持っておりません。以上です。

○委員長（川添公貴）ほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないと認めます。

以上で、議案第59号平成25年度薩摩川内市一般会計予算のうち本委員会付託分について、質疑が全て終了いたしましたので、これより討論、採決を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △所管事務調査

○委員長（川添公貴）次に、所管事務調査に入ります。

当局から何かございますか。

○議事調査課長（道場益男）特にございません。

○委員長（川添公貴）これより、所管事務全般について御質疑願いたいと思います。

御質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はございませんか。

○議員（谷津由尚） すいません、フライングをしてしまいました。

今さっきお答えいただいたんですが、ということで、今から来年の議運にそれを提案されたいということなんです、提案されるまでに必ずこれは試算をまずしてから提案をお願いしたいと思います。それがそのままの目標数字となって、それに向かって動くしかないというふうを考えておりますので、その点はよろしいですか。

○議事調査課長（道場益男） 本件につきましては、議長のほうからの議会運営委員会での諮問事項という形で提案が、現在されておりますので、先ほどの試算につきましても、資料等々、データをまずそろえて、それが整い次第、議会運営委員会のほうで協議をしていきたいというような形で考えておりますので、まずはデータ収集等にちょっと時間をいただければというような考えでございます。以上です。

○議員（井上勝博） もう最近、議員がパネルを使うことが多くなってきて、国会ではパネルを支えるやつを常備しておくというのがあって、そういう声ももう出てきているわけですけれども、そんなに大した備品ではないと思いますので、御検討をいただければと思います。

○議事調査課長（道場益男） 本件につきましては、議会運営に関することでございますので、本委員会で御協議いただくよりも議会運営委員会のほうで、まずはパネル使用のあり方というところで1回議論いただいた後、予算要求について検討させていただければと思います。以上です。

○委員長（川添公貴） 今の件は、議会運営委員会の専権事項ですので、議会運営委員会で機会があったら提出していただければと委員長より申し上げます。

以上で議事調査課を終わります。御苦労さまでした。

---

△委員会報告の取扱い

○委員長（川添公貴） 以上で日程の全てを終わりましたが、委員会報告の取りまとめについては、委員長に御一任いただくことに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴） 御異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱うことにいたします。

---

△閉会中の継続調査及び委員派遣

○委員長（川添公貴） 続きまして、閉会中の現地視察の実施について申し上げます。

甌島地域と消防局の関係について、現地視察を実施したいと思いますが、日程、調査内容については調整が必要となりますので、正副委員長に御一任いただきたいと考えております。

については、閉会中の継続調査及び委員派遣について一括してお諮りいたします。

閉会中の継続審査については、お手元に今配付しました配付のとおり議長に申し出ることとし、また現地視察については、その委員派遣の手続を正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、そのように取り扱うことに御異議ございませんか。（資料は巻末に添付）

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴） 御異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱います。

---

△閉 会

○委員長（川添公貴） 以上で、総務文教委員会を閉会いたします。

長時間にわたり御苦労さまでございました。



## 【卷末資料】

閉会中の継続調査について



閉会中の継続調査について

総務文教委員会

(調査事項)

- 1 行財政運営及び会計事務について
- 2 市有財産の管理及び活用について
- 3 市税の賦課徴収について
- 4 入札・契約制度の運用及び工事検査について
- 5 消防行政について
- 6 防災行政について
- 7 学校教育について
- 8 社会教育について
- 9 文化財及び文化振興について
- 10 スポーツの振興について
- 11 総務事務について
- 12 選挙管理委員会・監査委員・公平委員会の事務について

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会  
委員長 川添公貴